第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊急な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第１　南アルプス市災害対策本部の設置

災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、南アルプス市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

１　市本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に市本部を設置する。

① 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
② 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
③ 震度５弱以上の地震が市内に発生したとき。
④ その他、市長が必要と認めるとき。

２　市本部廃止の時期

市本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときに廃止する。

３　設置及び廃止の通知

市本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、口頭
各支所	市防災行政無線、電話、ＦＡＸ、口頭
市出先機関	電話、ＦＡＸ、連絡員
南アルプス市消防本部	県防災行政無線、消防無線、電話、ＦＡＸ
一般住民	市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、ＦＡＸ
南アルプス警察署	電話、連絡員
報道機関	電話、ＦＡＸ、文書

４　市本部の標識の掲出

市本部を設置した場合は、市庁舎正面玄関に「南アルプス市災害対策本部」の標識を掲げる。

また、本部長、副本部長、現地本部長、各部長、各班長、各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の防災ベストを着用するものとする。

５　市本部の設置場所

南アルプス市役所に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。

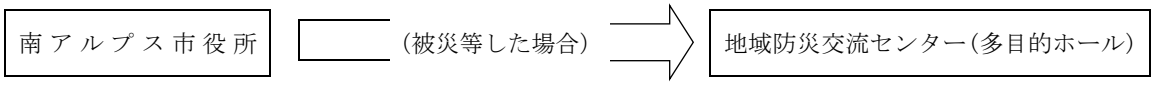

第２　市本部の概要

１　南アルプス市の防災組織系統図

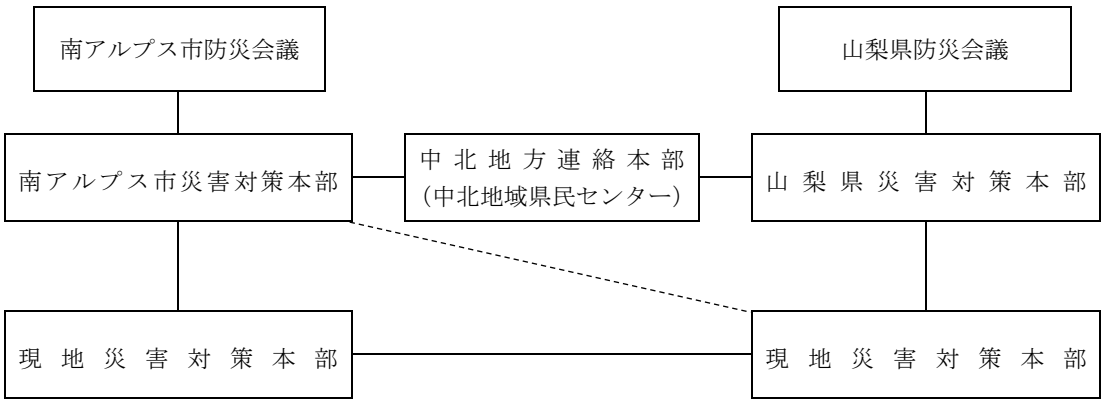

（注）　災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

２　市本部の編成

本部長	副本部長	本部員	部編成	班編成
市長	副市長 教育長	市長部局の各部長、企業局長、消防長、防災危機管理課長、会計管理者	各部・教育委員会・企業局・議会事務局	各課・窓口サービスセンター・消防署等

３　市本部の分掌事務

市本部が分掌する事務の主なものは、次のとおりである。

① 災害情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
④ 県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
⑤ 被災者からの要請による物資等の供給、あっ旋及び備蓄物資の放出
⑥ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
⑦ 緊急輸送道路の確保
⑧ 施設及び設備の応急復旧
⑨ 交通の規制、その他被災地における社会秩序維持の措置
⑩ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

４　市本部の分担任務

(1) 本部長

市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、市本部の事務を総括し、各対策部を指揮監督する。

(2) 副本部長

副市長及び教育長を市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代行する。

(3) 本部員

本部員は、市長部局の各部長、議会事務局長、企業局長、消防長、会計管理者及び防災危機管理課長をもって充てる。

(4) 部、班

ア　市本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。

イ　部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

ウ　班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。

エ　各班に属する職員は、当該班員となりあらかじめ定められた事務等を行う。

(5) 本部長の職務代行

本部長（市長）が出張中、又は災害を被るなど、本部の指揮監督をとることができない場合は、直ちに次の順位により本部長の職務を代行し、本部の指揮監督をとるものとする。

第１順位　副市長（副本部長）

第２順位　教育長（副本部長）

第３順位　総務部長

5　本部員会議

(1) 市本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。

(2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。

本部員会議における主な協議事項

① 応急活動方針の決定に関すること。
② 市本部の配備体制の決定に関すること。
③ 県、他市町村等への応援要請に関すること。
④ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
⑤ 災害救助法の適用に関すること。
⑥ その他災害対策の重要事項に関すること。

6　連絡班長会議

(1) 市本部に各部の連絡調整のため、連絡班長会議を置き、総務部長が招集する。

(2) 連絡班長会議は、各部主幹班の班長をもって構成する。

7　市本部の組織及び分掌事務

市本部の組織及び分掌事務は、別表のとおりである。

資 料 編　○南アルプス市災害対策本部活動要領　　（Ｐ1637）

8　市本部運営上必要な資機材等の確保

防災危機管理班は、市本部が設置されたときは、他班の協力を得て直ちに必要な資機材等を確保する。

(1) 市本部開設に必要な資機材等の準備

資機材名	準備担当班	保管場所	設置先
各種被害想定図	防災危機管理班	庁舎新館地階	
ホワイトボード	防災危機管理班	庁舎新館地階	

管内地図、住宅地図	防災危機管理班	総　務　課	市
ラジオ・テレビ	総　務　班	庁舎２Ｆ応接室	
ＦＡＸ・パソコン・コピー機	管　財　班 情報システム担当	庁舎２Ｆ総務部	本
防災関係機関・関係団体等の名簿	防災危機管理班	防災危機管理課	部
災害処理票等の書式	防災危機管理班	防災危機管理課	
筆記用具	総　務　班	総　務　課	
その他必要資機材	防災危機管理班	――	

(2) 通信手段の確保

ア　県防災行政無線

イ　市防災行政無線

ウ　簡易デジタル無線

エ　消防無線

オ　電話（携帯電話を含む。）

(3) 非常用発電設備の確保

停電に備え非常用発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

9　現地災害対策本部の設置

(1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。

(4) 現地本部は、各地区の支所に設置するものとするが、状況によって被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(5) 県の現地災害対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部（市役所２階）が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第３　地震発生時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施する。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度４の地震発生時	震度５弱及び５強の地震発生時	震度６弱以上の地震発生時
勤務	1　市防災行政無線により市内一斉放送を行うほか、ＣＡＴＶ、市ホームページにより周知を図る。 (1) 地震情報	1　左欄の１～３を実施する（震度５強の場合には、県のほか消防庁にも報告）。 2　遅滞なく市本部を設置する。	左欄の１～３を実施する。

時間内の体制	(2) 地震防災対策 ア　火の始末 イ　電話、自動車使用の自粛 ウ　パニック防止 エ　テレビ等による情報収集 2　市内の被害状況等の情報を収集する。 3　県へ被害状況を報告する。	市本部の設置は、市長が決定する。不在の場合は次の順位で決定する。 (1) 副市長 (2) 教育長 (3) 総務部長 3　本部は南アルプス市役所に設置する。	
勤務時間外の体制	第１配備体制により配備につく。	第２配備体制により配備につく。	第３配備体制により配備につく。

資 料 編　○気象庁震度階級関連解説表　　（Ｐ1727）

第４　南アルプス市災害警戒本部

市長は、災害対策本部の設置に至らない間に、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合には、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

1　警戒本部の設置

市長が必要と認めるときに設置する。

2　警戒本部の構成

災害対策本部構成に準じる。

3　廃止の時期

市長は、災害対策本部が設置された場合、又は相当規模の災害の発生のおそれがなくなった場合は、警戒本部を廃止する。

別表

南アルプス市災害対策本部組織図

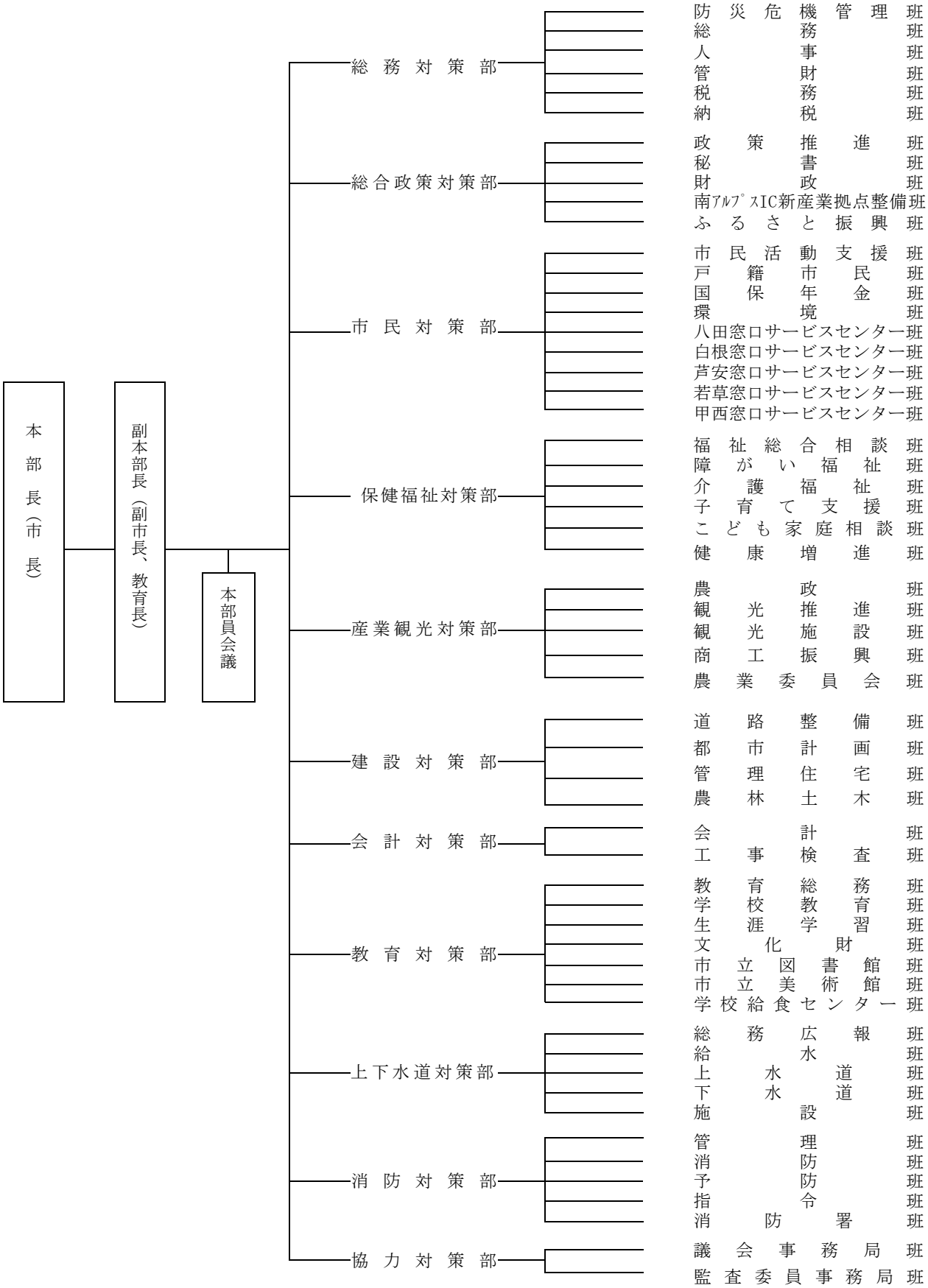

南アルプス市災害対策本部分掌事務

部名	班名	分掌事務
総務対策部 部長：総務部長 副部長： 総務部次長 又は幹事課長	防災危機管理班 班長：防災危機管理課長	1　災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2　本部員会議の庶務に関すること。 3　部の災害対策活動の総括に関すること。 4　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 5　各部との連絡調整に関すること。 6　県、防災関係機関等との連絡に関すること。 7　本部長の指示等の伝達に関すること。 8　災害時の相互応援協定に関すること。 9　被害状況等の取りまとめに関すること。 10　県、他市町村及び自衛隊等への応援要請に関すること。 11　県等への被害報告に関すること。 12　ボランティアに関すること。 13　消防団に関すること。 14　災害時の交通安全に関すること。
	総務班 班長：総務課長	1　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用申請に関すること。 2　応急対策に要する資機材の調達に関すること。 3　防災危機管理班の事務に協力すること。
	人事班 班長：人事班長	1　職員の動員配備状況の確認に関すること。 2　各部における不足要員の調整に関すること。 3　職員等の安否確認に関すること。 4　災害対策活動従事者の食糧等の確保に関すること。 5　被災職員の福利厚生に関すること。
	管財班 班長：管財課長	1　本庁舎及び市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2　庁有自動車の管理、配車及び緊急調達に関すること。 3　災害対策用車両の確保及び配車、輸送に関すること。 4　緊急通行(輸送)車両の確認申請に関すること。 5　災害時の緊急電話の確保に関すること。 6　被災者支援システムに関すること。 7　情報機器の点検及び安全確保に関すること。
	税務班 班長：税務課長	1　家屋の被害調査に関すること。 2　被災家屋台帳の作成に関すること。 3　市税等の減免措置に関すること。 4　被災住民への税関係の相談に関すること。 5　罹災証明に関すること。
	納税班 班長：納税課長	税務班の事務に協力すること。
総合政策対策部 部長： 総合政策部長 副部長： 総合政策部 次長又は 幹事課長	政策推進班 班長：政策推進課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　部相互の協議及び連絡に関すること。 4　市民からの災害相談（発災直後の電話対応）に関すること。 5　ライフラインに係る関係機関との連絡調整に関すること。 6　避難状況及び被災情報の集約に関すること。 7　災害応急対策の企画に関すること。 8　復興計画に関すること。 9　外国人の救援及び救護の総合調整に関すること。 10　国際交流関係団体への協力要請に関すること。

	秘書班 班長：秘書課長	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 3　市民への広報活動に関すること。 4　ケーブルテレビによる放送及び放送要請に関すること。 5　報道機関に対する記者会見等に関すること。 6　災害現場の記録等に関すること。
	財政班 班長：財政課長	1　災害対策に必要な予算編成に関すること。 2　本部活動費の経理に関すること。 3　政策推進班の事務に協力すること。
	南ｱﾙﾌﾟｽIC新産業拠点整備班 班長：ｱﾙﾌﾟｽIC新産業拠点整備室長	政策推進班の事務に協力すること。
	ふるさと振興班 班長：ふるさと振興課長	政策推進班の事務に協力すること。
市民対策部 部長：市民部長 副部長： 市民部次長 又は幹事課長	市民活動支援班 班長：市民活動支援課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　避難所の開設及び管理に関すること。 4　住民の災害相談に関すること。 5　女性団体及び関係団体の協力要請に関すること。 6　各地区の災害対策に関すること。 7　自主防災会との連絡調整に関すること。 8　公共交通に関すること。
	戸籍市民班 班長：戸籍市民課長	1　行方不明者リスト及び被災者名簿の作成に関すること。 2　埋火葬許可証の発行に関すること。 3　環境班の事務に協力すること。
	国保年金班 班長：国保年金課長	市民活動支援班の事務に協力すること。
	環境班 班長：環境課長	1　ごみ及びし尿の収集、運搬、処理に関すること。 2　死体の安置所の確保に関すること。 3　防疫に関すること。 4　ペットの措置に関すること。 5　自然エネルギー施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 6　被災地の環境保全に関すること。 7　仮設トイレの設置に関すること。
	窓口サービスセンター班 班長：窓口サービスセンター長	1　職員の被災状況及び支所の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2　支所利用者等の安全確保に関すること。 3　地区住民への広報活動に関すること。 4　地域の被災状況に関すること。 5　地域防災拠点に関すること。
保健福祉対策部 部長： 保健福祉部長 副部長： 保健福祉部 次長又は 幹事課長	福祉総合相談班 班長：福祉総合相談課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　社会福祉協議会との連携に関すること。 4　災害弔慰金の支給等に関すること。 5　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 6　義援金品の配分に関すること。
	障がい福祉班 班長：障がい福祉課長	1　障害者の被害調査及び庶務に関すること。 2　福祉総合相談班の事務に協力すること。

	介護福祉班 班長：介護福祉課長	1　在宅高齢者の安全対策に関すること。 2　介護認定者の被災状況調査及び支援対策に関すること。 3　養護老人ホーム等への避難入所に関すること。 4　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
	子育て支援班 班長：子育て支援課長	1　保育児童等の安全保護及び安否確認並びに保育所の安全対策に関すること。 2　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。 3　健康増進班の事務に協力すること。
	こども家庭相談班 班長：子ども家庭相談課長	子育て支援班の事務に協力すること。
	健康増進班 班長：健康増進課長	1　医薬品及び衛生材料の調達に関すること。 2　医師会への協力要請に関すること。 3　救護所の設置に関すること。 4　感染予防についての広報に関すること。 5　被災者への臨時健康相談及び健康診断に関すること。 6　避難所への巡回相談の実施に関すること。 7　被災住民に対するこころのケア対策に関すること。 8　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
産業観光対策部 部長： 産業観光部長 副部長： 産業観光部次長又は幹事課長	農政班 班長：農政課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　農作物及び農業施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 4　救援物資の受付、仕分け及び搬送に関すること。 5　緊急食料の確保並びに配布に関すること。 6　病害虫の防除に関すること。
	観光推進班 班長：観光推進課長	1　生活必需品(救援物資を含む。)の確保並びに配布に関すること。 2　観光客対策に関すること。 3　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
	観光施設班 班長：観光施設課長	1　所管施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。 2　農政班の事務に協力すること。
	商工振興班 班長：商工振興課長	1　商工業の被害調査及び災害対策に関すること。 2　誘致企業の被害調査及び災害対策に関すること。
	農業委員会班 班長：農業委員会事務局長	1　農業委員との連絡及び災害情報収集に関すること。 2　農業委員の応急対策活動に関すること。 3　農政班の事務に協力すること。
建設対策部 部長：建設部長 副部長： 建設部次長又は幹事課長	道路整備班 班長：道路整備課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　道路、河川及び橋梁等の被害調査並びに応急対策等に関すること。 4　道路及び住宅関係障害物の除去に関すること。 5　緊急輸送路及び避難路の確保に関すること。 6　水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関すること。 7　排水機場の点検及び応急対策に関すること。
	都市計画班 班長：都市計画課長	1　公園施設の被害調査及び応急対策等に関すること。 2　公園施設の安全点検及び避難場所の設営に関すること。 3　災害復旧都市計画の策定に関すること。 4　管理住宅班の事務に協力すること。

	管理住宅班 班長：管理住宅課長	1　市営住宅の被害調査及び応急対策等に関すること。 2　一般住宅の被害調査に関すること。 3　被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 4　被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定士の出動要請に関すること。 5　応急仮設住宅の建設に関すること。
	農林土木班 班長：農林土木課長	1　農道、林道及び農業用排水路等の被害調査及び災害対策に関すること。 2　山地災害危険箇所の巡視及び応急対策に関すること。 3　道路整備班の事務に協力すること。
会計対策部 部長： 会計管理者	会計班 班長：会計課長	1　災害経費の出納に関すること。 2　義援金及び見舞金の受付け及び保管に関すること。
	工事検査班 班長：工事検査監	会計班の事務に協力すること。
教育対策部 部長：教育部長 副部長： 教育委員会 次長又は 教育総務課長	教育総務班 班長：教育総務課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　児童生徒の被災状況及び教育施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 4　応急教育対策の予算編成に関すること。 5　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6　避難所の開設に関すること。
	学校教育班 班長：学校教育課長 副班長：指導監	1　児童生徒の安全確保及び安否確認に関すること。 2　学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　教職員の確保に関すること。 4　避難所の開設に関すること。 5　教科書の確保及び配布に関すること。
	生涯学習班 班長：生涯学習課長	1　施設利用者等の安全確保に関すること。 2　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　避難所の開設に関すること。
	文化財班 班長：文化財課長	1　施設利用者等の安全確保に関すること。 2　所管施設及び文化財の被害調査並びに応急対策に関すること。 3　避難所の開設に関すること。
	市立図書館班 班長：市立図書館長	1　施設利用者等の安全確保に関すること。 2　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　教育総務班の事務に協力すること。
	市立美術館班 班長：市立美術館副館長	1　施設利用者等の安全確保に関すること。 2　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　教育総務班の事務に協力すること。
	学校給食センター班 班長：学校給食センター所長	1　学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　炊き出しに伴う学校給食センター等の利用に関すること。

上下水道対策部 部長：上下水道局長 副部長： 上下水道局次長又は総務課長	総務広報班 班長：総務課長	1　部の災害対策活動の総括に関すること。 2　部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3　本部及び関係機関との連絡並びに情報交換に関すること。 4　部内職員及び外部応援者の配備に関すること。 5　各種情報の収集及び伝達に関すること。 6　被害状況等の調査把握及び報告に関すること。 7　必要資材、物資及び燃料等の確保及び調達に関すること。 8　各班員の飲料水、食料及び寝具等の調達に関すること。 9　必要車両の手配及び配車に関すること。 10　断水、給水等に係る広報に関すること。 11　報道機関等との折衝に関すること。 12　バス利用者の安全に関すること。
	給水班 班長：経理課長	1　応急給水に関すること。 2　応急給水状況の総合的把握に関すること。
	上水道班 班長：工務課長	1　応急復旧状況の総合的把握に関すること。 2　応急給水状況に係る配水の総合調整に関すること。 3　施設及び管の応急修理に関すること。
	下水道班 班長：給排水課長	下水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
	施設班 班長：浄水管理課長	1　原水浄水施設の点検及び保全に関すること。 2　取水計画に関すること。
消防対策部 部長：消防長 副部長： 管理課長	管理班 班長：管理課長	1　消防庁舎及び消防施設の被害調査の取りまとめ並びに報告に関すること。 2　消防機械器具等の調達に関すること。
	消防班 班長：消防課長	1　消防団との連絡調整に関すること。 2　広域消防応援要請に関すること。
	予防班 班長：予防課長	1　災害原因及び損害調査に関すること。 2　消防広報活動に関すること。 3　火災等の記録に関すること。
	指令班 班長：指令課長	1　気象状況の収集把握に関すること。 2　通信の運用及び無線統制に関すること。 3　災害情報の収集及び連絡に関すること。 4　消防関係職員の非常招集の発令に関すること。 5　火災警報の発令に関すること。
	消防署班 班長：南アルプス消防署長 班長：八田消防署長	1　水害又は火災その他災害の警戒防護及び現場活動に関すること。 2　消防広報活動に関すること。 3　救急・救助活動に関すること。 4　災害原因及び損害調査に関すること。
協力対策部 部長： 議会事務局長	議会事務局班 班長：議会事務局長	1　市議会議員の連絡及び災害情報収集に関すること。 2　市議会議員の応急対策活動に関すること。 3　他対策部の協力に関すること。
	監査委員事務局班 班長：監査委員事務局長	他対策部の協力に関すること。

第２節　職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第１　職員の配備体制

市職員の配備体制は、次の配備基準による。

職員の配備基準

体制	配　備　基　準	活　動　内　容	配　備　要　員
第１配備	１　次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 ２　その他市長が配備を指示したとき。	１　気象情報等の収集・伝達 ２　住民への広報	１　防災危機管理課防災担当職員は自宅待機 ２　配備基準１については水防配備体制による。
	１　震度４の地震を観測したとき。 ２　その他市長が配備を指示したとき。	１　地震情報等の収集・伝達 ２　被害発生状況の把握 ３　住民への広報 ４　震度４の地震を観測したときは、県に被害報告	防災危機管理課防災担当職員
第２配備	１　次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 ２　その他市長が配備を指示したとき。	１　気象情報等の収集・伝達 ２　被害発生状況の把握 ３　住民への広報 ４　応急資機材の準備 ５　防災関係機関との連絡 ６　必要な応急対策活動の実施	１　防災危機管理課防災担当職員 ２　道路整備課職員 ３　農林土木課職員 ４　配備基準１については水防配備体制による。
第３配備	１　大規模災害が発生したとき。 ２　震度５弱以上の地震を観測したとき。 ３　その他市長が配備を指示したとき。	１　情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動の速やかな実施 ２　震度５強以上の地震を観測したときは、県のほか消防庁にも報告	全職員

第２　職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

１　勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想された場合は、上記の「災害対策本部配備基準」に基づいた自動配置とする。該当職員は、速やかに所定の場所へ配備につくものとする。

なお、急激な増水や突発的な事故等が発生し、本部長が当該「配備基準」と異なった配備体制を指示した場合は、総務対策部長は、直ちに関係各対策部長に当該配備体制を緊急連絡するとともに、庁内放送、電話等により周知を図る。

(1) 総務対策部長（総務部長）は、本部長（市長）等に連絡するとともに、庁内放送、電話等により職員への周知を図る。

(2) 関係各対策部長は、総務対策部長から緊急連絡があった場合は、直ちに各班長に連絡し、班員にあらかじめ定められた所掌事務を行うよう指示する。

(3) 配備該当職員は、「配備基準」に基づき、又は班長から指示された場合は、速やかに所定の場所へ配備につく。

(4) 配備該当職員以外の職員は、気象情報や市本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備え、所在を明確にしておく。

(5) 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

勤務時間内における遵守事項

① 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、市本部関係の指示に注意する。
② 不急の行事・会議・出張等を中止する。
③ 正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
④ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
⑤ 災害現場に出動する場合は、防災ベストを着用し、また、自動車には緊急通行車両の標章を見えやすい箇所に掲示する。
⑥ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をする。

勤務時間内における緊急招集系統

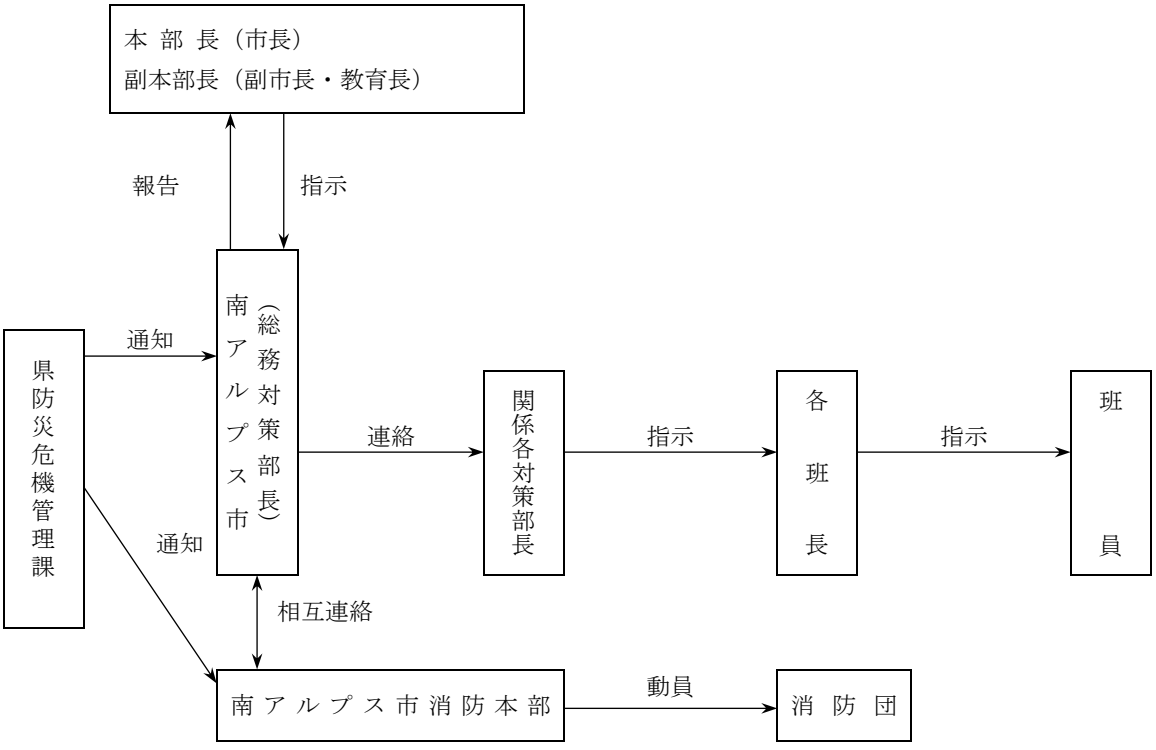

２　勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等においても、第１の「災害対策本部配備基準」に基づいた自動配置とする。該当職員は、速やかに所定の場所へ配備につくものとする。

なお、突発的な事故等が発生した場合は、次により伝達及び配備を行う。

(1) 当直者は、突発的な事故等が発生したという連絡があった場合は、直ちに電話等により防災危機管理課長（防災危機管理班長）に報告する。

(2) 当直者から報告を受けた防災危機管理課長（防災危機管理班長）は、直ちに総務部長（総務対策部長）に報告する。

(3) 総務部長（総務対策部長）は、直ちに市長（本部長）に報告し、本部長の指示を副市長・教育長（副本部長）及び関係各対策部長に連絡する。

(4) 関係各対策部長は、直ちに各班長に連絡し、班長は緊急連絡網により配備該当職員に緊急参集を指示する。

(5) 参集を指示された班員は、事後の推移に注意し、直ちに登庁する。

(6) その他の職員は、テレビ、ラジオ等の気象状況等に注意し、緊急招集命令に備え、所在を明確にしておくとともに、連絡が取れるようにしておく。

参 集 時 の 留 意 事 項

① 参集時期
　配備基準に該当する災害情報を認知したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。
② 参集困難な場合の措置
　病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。
　また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所又は公共施設に参集し、支所又は各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
③ 参集時の服装等
　災害のため、緊急に登庁する際の服装等は、特に指示があった場合を除き、作業服等を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。
　なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。
④ 参集途上の情報収集
　参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

勤務時間外における緊急連絡系統

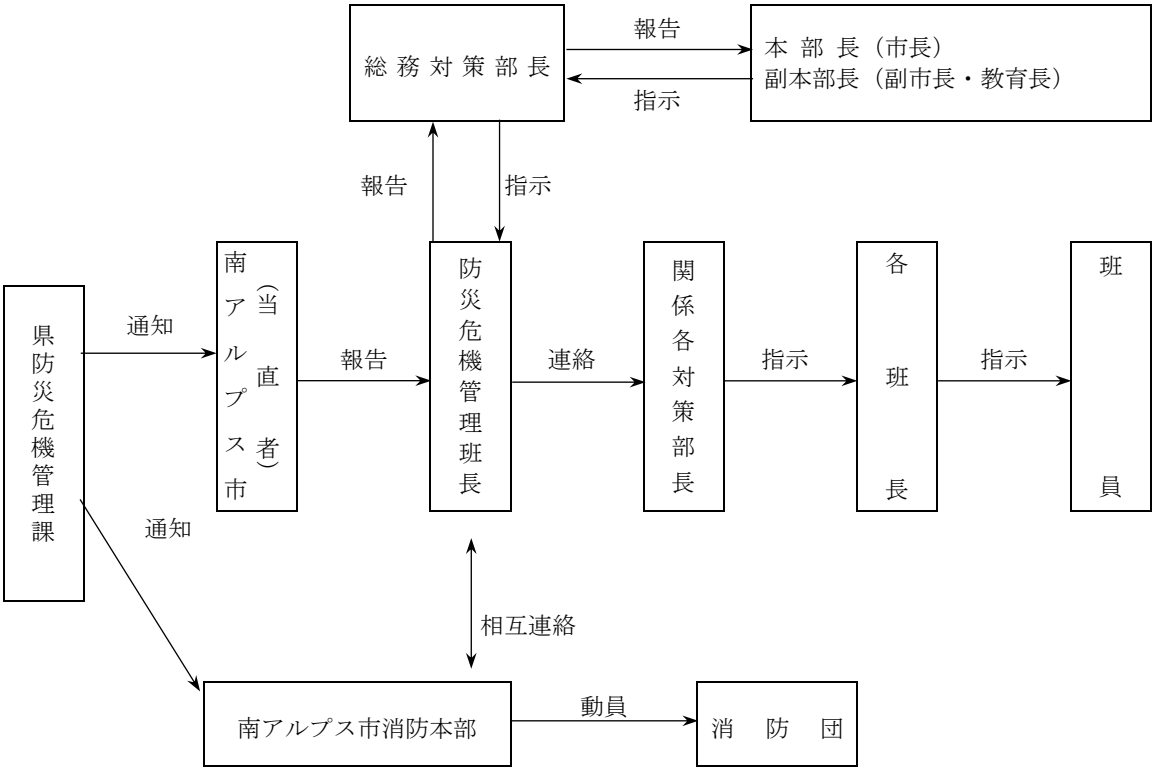

3　班員の配置・報告

(1) 各班長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講じる。

各班長が行う応急措置

① 所属班員の参集状況等の掌握
② 参集班員の所定の配備場所への配置状況の掌握
③ 掌握事項に関する所属対策部長・人事班長への報告
④ 高次の配備体制の指示に応じるために必要な事前措置
⑤ その他必要な応急措置

(2) 人事班長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務対策部長を通じて、本部長・副本部長に報告する。

(3) 報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、適宜に報告する。

第３　部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部からの応援を得て実施する。

１　動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請する。

明　示　事　項

①　応援内容	④　出動場所
②　応援を要する人数	⑤　その他必要事項
③　応援を要する日時	

２　動員の措置

(1) 総務対策部長は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。

(2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

３　参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

ア　地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）

イ　本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、テレビ・ラジオ、標識、腕章等）

ウ　住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）

エ　応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

オ　避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）

カ　ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

第３節　予報及び警報等の受理・伝達計画

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に受理・伝達し、予防対策等を適切に実施し、被害発生の防止又は軽減を図る。

第１　予報・警報の種類等

１　甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類と定義

種　　類	定　　義
天気予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
地方天気分布予報	地方予報区を対象に、約20㎞格子で３時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、５時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地域時系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、３時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、５時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から７日先（含む、信頼度）までの天気、降水確率、気温等の予報
注意報	気象等により災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警報	気象等により重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告する予報
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する警報
気象情報	気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報
記録的短時間大雨情報	数年に１回程度発現する記録的な短時間大雨を観測又は、解析したとき、速やかに発表する情報
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、警戒を促す情報

(2) 警報・注意報基準一覧

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

南アルプス市	発表官署	甲府地方気象台
	府県予報区	山梨県
	一次細分区域	中・西部
	市町村等をまとめた地域	中北地域
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

警報	大雨	（浸水害）	（表面雨量指数基準）　11
		（土砂災害）	（土壌雨量指数基準）　121
	洪水		（流域雨量指数基準）　坪川流域=11.8、滝沢川流域=12.6、横河流域=3.4、御勅使川流域=20
			（複合基準*1）　－
			（指定河川洪水予報による基準）　富士川（釜無川を含む。）［船山橋］
	暴風		（平均風速）　20m/s
	暴風雪		（平均風速）　20m/s　雪を伴う
	大雪		（12時間降雪の深さ）　盆地 15cm、 山地 30cm
注意報	大雨		（表面雨量指数基準）　7
			（土壌雨量指数基準）　95
	洪水		（流域雨量指数基準）　坪川流域=9.4、滝沢川流域=10、横河流域=2.6、御勅使川流域=16
			（複合基準*1）　横河流域=(7,2.5)
			（指定河川洪水予報による基準）　富士川（釜無川を含む。）［船山橋］
	強風		（平均風速）　12m/s
	風雪		（平均風速）　12m/s 雪を伴う
	大雪		（12 時間降雪の深さ）　盆地 5cm 、山地 10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	濃霧		（視程）　100m
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%*2
	なだれ		1.　表層なだれ：24 時間降雪が 30cm 以上あって、気象変化の激しいとき 2.　全層なだれ：積雪 50cm 以上、最高気温 15℃以上(甲府地方気象台)で、かつ 24 時間降水量が 20mm 以上
	低温		夏期：最低気温が甲府地方気象台で 16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で 12℃以下が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下
	着氷		著しい着氷が予想される場合
	着雪		著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報			(1 時間雨量)　100mm

*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は甲府地方気象台の値

(3) 注意報・警報の切替・解除

注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(4) 甲府地方気象台の伝達経路

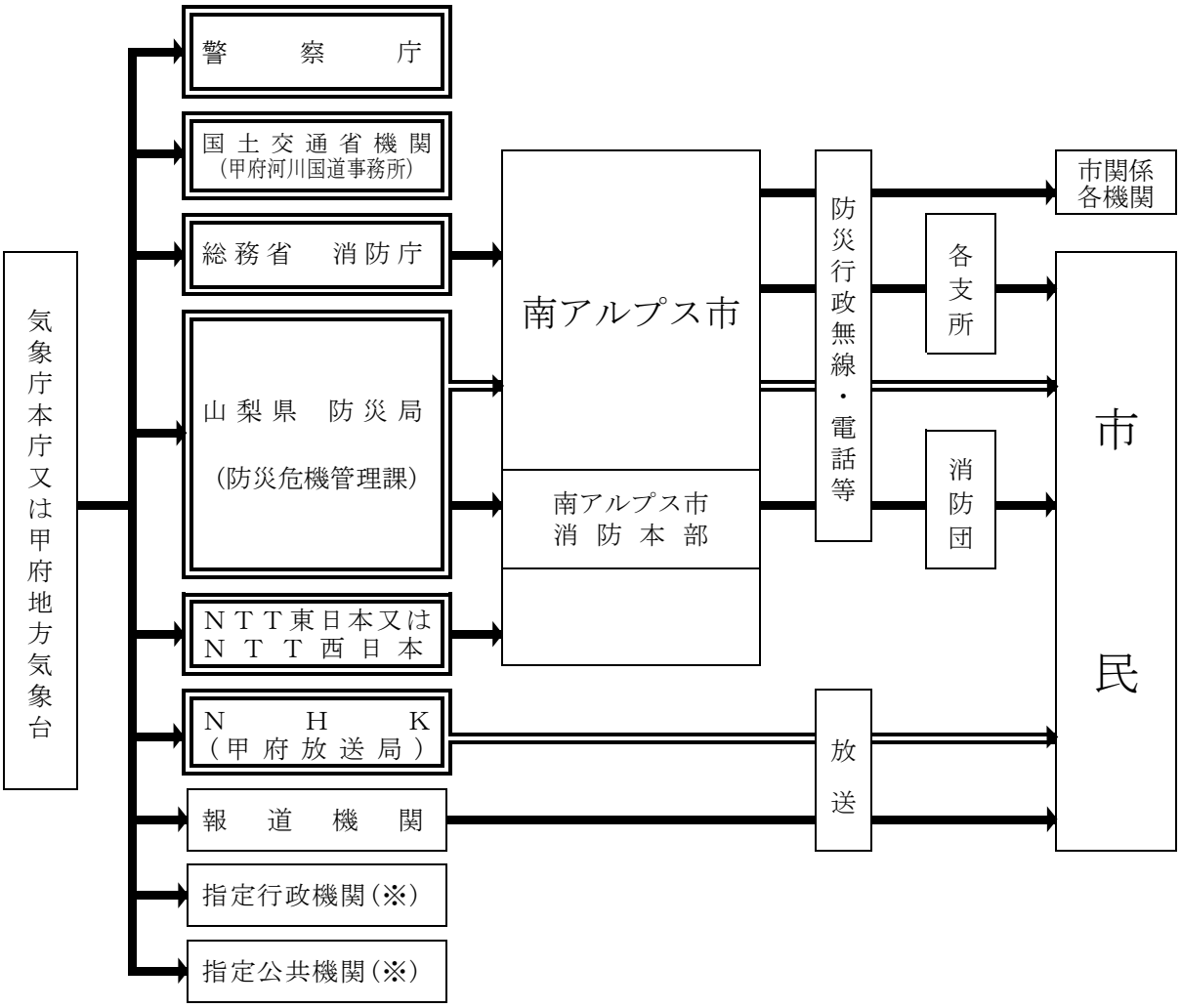

（※）災害対策基本法に基づき、気象庁本庁から関係省庁及び鉄道等の中枢に伝達している。

□ で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第1号及び3号の規定に基づく法定伝達先

⇒ の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

(5) ＮＴＴの扱う気象警報・洪水警報の伝達

甲府地方気象台 ― ＮＴＴ東日本又はＮＴＴ西日本 ― 南アルプス市

(6) 県の水防管理団体への伝達

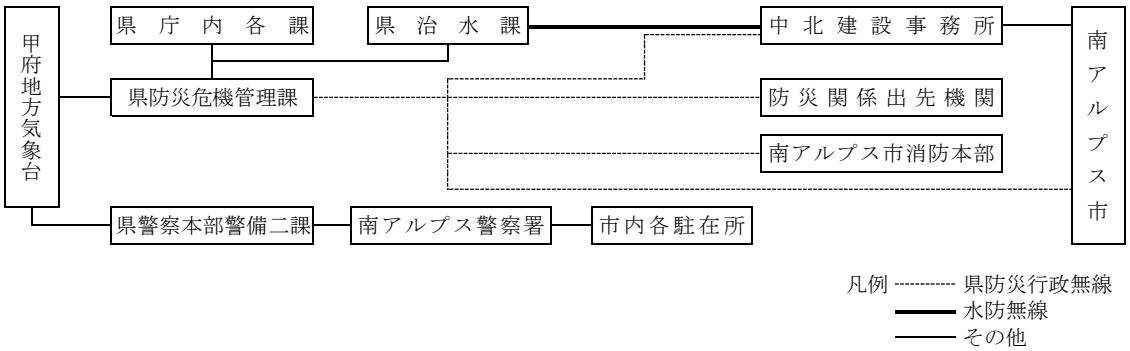

２　山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とした情報である。土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。したがって、この情報が発表されたとき、市長は、避難指示等の措置を取り、住民は、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、土砂災害の前兆現象に気がついた場合には、直ちに市に通報するとともに周囲の人に知らせ、安全な場所に避難する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア　発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議の上、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ　解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の２段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第１予報・警報の種類等「(4)甲府地方気象台の伝達経路」による。

３　国土交通省と気象庁が共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。）洪水予報）

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報指定区間

富士川（釜無川を含む。）　：　韮崎市の武田橋から海まで

(3) 洪水予報の種類

氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報

(4) 伝達経路

伝達経路等については、大規模災害編第２章第２節「水防対策計画」による。

3　市の発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長から委任された南アルプス市消防本部消防長が火災警報を発表する。

（注）　甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第１項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

火災気象通報基

① 実効湿度60％以下で最小湿度35％以下となり、最大風速が７ｍ/ｓ以上吹く見込みのとき。
② 実効湿度50％以下で最小湿度25％以下となる見込みのとき。
③ 最大風速12ｍ（甲府14ｍ以上）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又は間もなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

第２　予報及び警報等の伝達

1　市職員への伝達

予報・警報等の周知伝達に当たっては、本庁内は庁内放送により、また各支所、市関係出先機関については、市防災行政無線及び電話等により速やかに行う。

2　住民その他関係団体への通報

住民、関係団体等に対しても、次の方法により速やかに予報・警報を伝達し、被害発生の防止に努める。

(1) サイレン又は警鐘
(2) 市防災行政無線
(3) 広報車
(4) 各ＣＡＴＶ
(5) 市ホームページ
(6) その他

第３　異常現象発見時の通報、伝達

1　異常現象発見時の通報、伝達

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報するとともに周囲の人に知らせ、早めに避難する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。

(2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

２　通報を要する異常現象

区　　分	主　　な　　異　　常　　現　　象
気 象 関 係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地 震 関 係	頻発地震

３　伝達系統

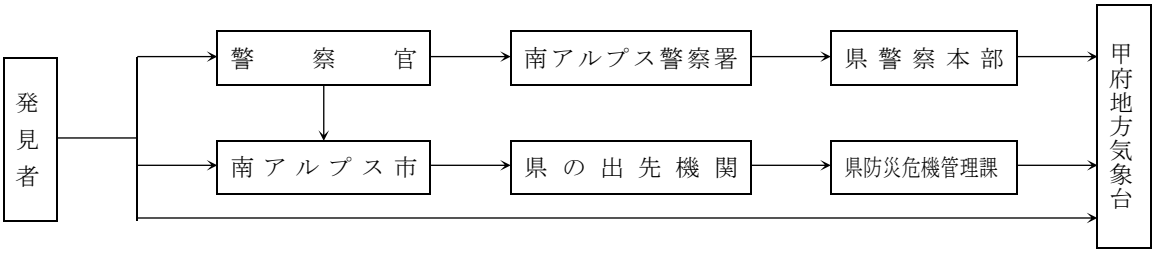

第４　地震に関する情報等の伝達

１　甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に関係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。ただし、通信手段の障害等により、情報等を適時に入手できず、緊急やむを得ないときは独自に発表するものとする。

(1) 山梨県に関係する地震に関する情報等の種類及び内容

情報等の種類	内　　容
① 震度速報	地震発生後約２分で、気象庁が定める地域ごとに観測した震度のうち最大のもの（震度３以上に限る。以下「地域震度」という。）を知らせる速報 （注）　気象専用回線の分岐機関以外の機関及び県民は、テレビ又はラジオで情報を入手する。
② 震源に関する情報	震度３以上の揺れが観測された場合で、津波の発生のおそれがない場合、震源位置、地震の規模、津波の心配はない旨を通知する情報
③ 震源・震度に関する情報	最大震度３以上が観測された地震の震源要素・震央地名、震度３以上が観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名の情報
④ 地震回数に関する情報	活発な群発地震時や余震活動時に時間当たりの震度１以上を観測した地震及び地震計に記録された地震回数の情報
⑤ 各地の震度に関する情報	最大震度１以上が観測された地震の震源要素・震央地名、観測点ごとの震度の情報
⑥ 地震の活動状況等に関する情報	震源要素及び地震の規模、津波警報等の発表状況、震度や津波の観測状況、防災上の留意事項、余震の見通し、地震波形の特徴等
⑦ 推計震度分布図	震度５弱以上が観測された場合に１㎞四方ごとに推計した震度４以上の図情報
⑧ 地震解説資料	県内で震度４以上を観測した地震及び被害が発生した地震について、地震の概況、発表時点までの地震活動、過去の地震活動状況などを解説したもの

(2) 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

ア　情報の伝達基準

情　報　の　種　類	伝　　達　　基　　準
①　震源に関する情報	東京管区気象台管内の震度観測点で震度３以上の揺れが観測された場合で、津波の心配のないとき。 （気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）
②　震源・震度に関する情報	県内の震度観測点で震度３以上を観測したとき、隣接地域で震度４以上を観測したとき及びその他の地域で震度５弱以上を観測したとき。 （気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）
③　地震回数に関する情報	山梨県内及び隣接地域で地震回数に関する情報が発表されたとき。 （気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）

イ　情報の発表基準

情　報　等　の　種　類	発　　表　　基　　準
①　各地の震度に関する情報	県内の震度観測点で震度１以上を観測したとき。
②　地震の活動状況等に関する情報	県内に直接的な影響の少ない場合でも社会的影響を考慮し震度５弱以上の場合等
③　推計震度分布図	県内で震度５弱以上が推計された場合
④　地　震　解　説　資　料	a　県内の震度観測点で震度４以上を観測したとき。 b　その他関係者から依頼があった場合であって、特に必要があると認めるとき。 （注）　この解説資料は、緊急作業が一段落した後に作成・提供する。

(3) 伝達先

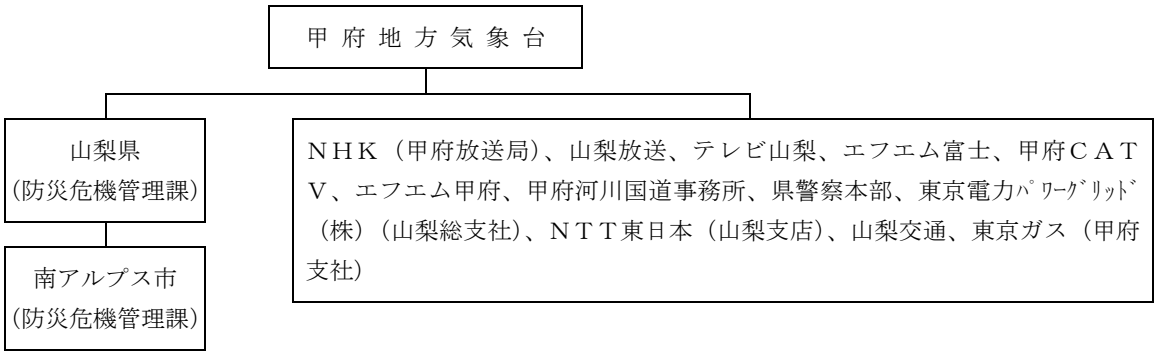

２　緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

３　地震情報の収集

市は、市庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、速やかに地震発生後の初動体制を取ることとする。

資 料 編　○気象庁震度階級関連解説表　　（Ｐ1727）

４　支所等への伝達

市本部は、支所、市出先機関にも収集した災害情報の共有化を図るため、速やかに市防災行政無線、電話等で伝達する。

また、支所を通じて自主防災会に対して活動の開始を促す。

支所への主な伝達事項

① 地震情報（震度、震源、規模等）
② 災害発生状況
③ 道路通行状況
④ ライフライン供給状況
⑤ 医療機関の診療の活動状況

第４節　応援要請計画

災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第１　応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

１　県、警察、消防等の防災関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集

２　公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集

３　消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集

４　休日、勤務時間外においては、参集職員から参集途上の被害状況を収集

応　援　要　請　決　定　フ　ロ　ー

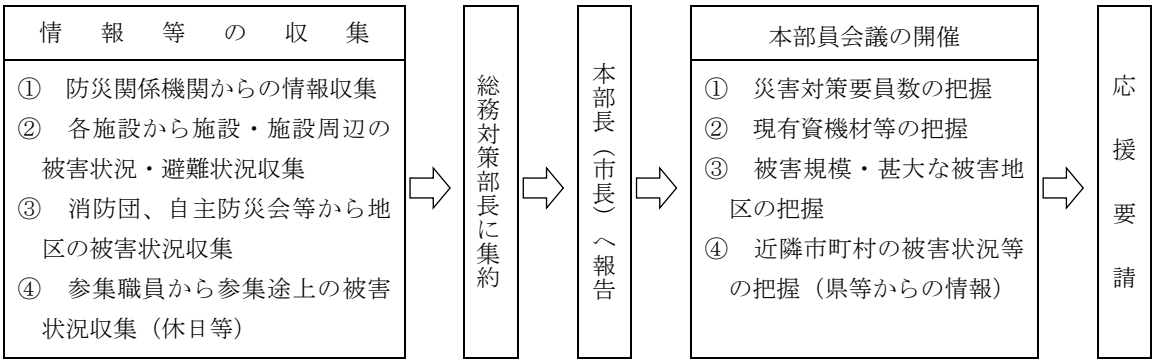

第２　知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により他の市町村長に対して応援を求める。また、災害対策基本法第68条の規定により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

第３　指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条の規定により、市長は知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

１　市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

(1) 派遣を要請する理由

(2) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

２　市長が、知事に対し職員の派遣についてあっ旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

(1) 派遣のあっ旋を求める理由
(2) 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員
(3) 派遣を必要とする期間
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっ旋について必要な事項

第４　応援協定等に基づく要請

１　応援協定等に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定及び覚書を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

(1) 市の協定締結状況

市の協定締結状況は、次のとおりである。このほか、県内各市町村・消防機関は、県と「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」を締結している。

- 災害時における相互応援に関する協定（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）
- 全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定（全国市町村あやめサミット連絡協議会参加自治体）
- 災害時における相互協力に関する覚書（南アルプス郵便局・榊郵便局）
- 災害時における物資の供給応援に関する協定（南アルプス市商工会）
- 災害時非常無線通信の協力に関する協定（南アルプス市ｱﾏﾁｭｱ無線非常通信連絡協議会）
- 大規模災害発生時における相互応援に関する協定書（山梨県市長会構成自治体　甲府市ほか11市）
- 災害時緊急応援対策実施に関する協定書（南アルプス市電気設備安全協議会）
- 災害時における生活必需物資の調達に関する協定（(株）いちやまマート、(株）オギノ、(株）くろがねや、(株）クスリのサンロード、(株）やまと）
- 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定（(社）山梨県トラック協会峡西、赤帽山梨県軽自動車運送協同組合）
- 特設公衆電話設置に関する覚書（東日本電信電話（株）山梨支店）
- 山梨県防災行政無線局に関する協定書（山梨県）
- 山梨県防災行政無線局の設置・管理・運営に関する協定（山梨県）
- 南アルプス市防災行政無線の使用に関する覚書（東京電力（株）山梨支店）
- 災害時における救援物資提供に関する協定書（わらべや日洋株式会社）
- 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（生活協同組合市民生協やまなし）
- 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省　関東地方整備局）
- 災害時における救援物資の提供に関する協定書(巨摩野農業協同組合)
- 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書(山梨県土地家屋調査士会、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会)
- 災害応急復旧工事等に関する業務協定書（南アルプス市管工事協同組合）

・　大規模地震等における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書（(社）山梨県建築士会）
・　備蓄用飲料に関する協定書（有限会社フジ自販機）
・　災害時における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書（特別養護老人ホーム南岳荘、特別養護老人ホーム白根聖明園、櫛形荘介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム花菱荘、峡西老人保健センター、ケアホーム花菱、南アルプス市慈恵寮、特別養護老人ホーム白峰荘、特別養護老人ホーム豊寿荘、養護老人ホーム豊寿荘）
・　災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（山梨県立育精福祉センター、山梨県立梨の実寮）
・　災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書（みらいコンパニー、ワークハウスみどりの家、ケール、きがる館、デイサービスゆうかり、デイサービスセンターわかくさ、ともろうらんど、ラ・ピエーノ）
・　災害時における応急対策業務に関する協定書（甲府地区建設業協会）
・　災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書
・　災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書（南アルプス市自動車事業協議会）
・　災害時における支援協力に関する協定書（イオンビッグ株式会社）
・　災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書（ＮＰＯ法人日本レスキュー協会）
・　災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定書（山梨県環境整備事業協同組合）
・　災害時における支援協定に関する協定書（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）
・　災害に係る情報発信等に関する協定（ＹＡＨＯＯ）
・　災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書（山梨県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会南ｱﾙﾌﾟｽ地区）
・　災害時における相互応援に関する協定書（東京都荒川区）
・　災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）
・　災害時における支援協力に関する協定書（株式会社ヨシカワ）
・　災害時における相互応援に関する協定書（石川県穴水町）
・　災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書（山梨積水株式会社）
・　災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書（南ｱﾙﾌﾟｽ市解体工業安全協議会）
・　災害時における応急活動の協力に関する協定書（山梨県トラック協会）
・　富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書（山梨県富士吉田市）
・　大規模災害時における被災者支援に関する協定書（山梨県行政書士会）
・　南アルプス市と南アルプス郵便局との災害発生時における協力及び地域における見守り活動に関する協定書（南アルプス郵便局）
・　災害時の医療救護に関する協定書（中巨摩医師会南アルプス市班）
・　災害時の歯科医療救護に関する協定書（南アルプス市歯科医師会）
・　災害時の医療救護（薬剤師会）に関する協定書（南アルプス市薬剤師会）
・　災害時における生活物資等の支援協力に関する協定書（(株）アダストサービス）
・　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（(株）アクティオ）
・　大規模災害時における法律相談業務に関する協定書（山梨県弁護士会）
・　災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援に関する協定書

（(株）ジット、ＪＡ南アルプス市）

・　災害時における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定書

（(株）サンポー、(株）ハヤテ・コンサルタント）

・　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（(株）ゼンリン）

・　災害時における応急対策業務に関する協定書（南アルプス市建設安全協議会）

・　災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

（小林建設（株)、湯澤工業（株)、(株）岩間建設）

・　防犯及び防災における協力に関する協定書（南アルプス市を愛する友の会）

・　災害時における支援協力に関する協定書（ＪＡ南アルプス市、南アルプス市商工会）

・　災害時の避難所の利用に関する覚書（山梨県立わかば支援学校）

・　災害時の避難場所等の利用に関する覚書（学校法人武蔵野東学園）

・　災害時における相互協力に関する協定書（山梨トヨタグループ）

・　災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定

（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

・　災害時の避難場所等の利用に関する覚書（山梨県立巨摩高等学校）

・　災害時の避難場所等の利用に関する覚書（山梨県立白根高等学校）

・　災害時における物資（ユニットハウス等）の支援に関する協定書

（三協フロンテア株式会社）

・　山梨県における広域避難等に関する協定書（山梨県と県２７市町村）

・　災害時における仮設建物等の提供に関する協定書（内藤ハウス株式会社）

・　災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（サン建機リース株式会社）

・　災害時等における施設利用の協力に関する協定書（株式会社ダイナム）

・　災害時における停電復旧及び道路啓開作業の連携に関する覚書

（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

資 料 編　○災害時の応援協定等　　（Ｐ1131～1576）

(2) 市消防本部の協定締結状況

南アルプス市消防本部は、県下の他消防本部と次のとおり、協定を締結している。

ア　新山梨環状道路消防相互応援協定（甲府地区消防本部・南アルプス市消防本部）

イ　中部横断自動車道消防相互応援協定（甲斐市・富士川町・市川三郷町・南アルプス市・峡北消防本部・甲府地区消防本部・峡南消防本部・南アルプス市消防本部）

ウ　山梨県常備消防相互応援協定（県下９消防本部・南アルプス市消防本部）

エ　緊急消防援助隊応援計画（県下９消防本部・南アルプス市消防本部）

オ　緊急消防援助隊受援計画（県下９消防本部・南アルプス市消防本部）

(3) 市企業局の協定締結状況

南アルプス市企業局は、次のとおり、協定を締結している。

ア　社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

イ　日本水道協会山梨県支部災害時相互応援に関する協定

ウ　南アルプス市管工事協同組合災害応援復旧工事等に関する業務協定

南アルプス市企業局は、日本水道協会山梨県支部と「災害時相互応援に関する協定」を締結している。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）

２　自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第６節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

３　県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第７節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第５　応援受入体制の確保

１　連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、防災危機管理班に連絡窓口を設置する。

２　搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、屋内ゲートボール場（すぱーく白根）等を救援物資の集積所として選定し、必要な整備を行う。

３　受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資 料 編　○自衛隊宿泊予定施設一覧表　（Ｐ1075）

第５節　事業継続計画

大災害時、市役所自体も被災により制約を受ける状況下において、「本地域防災計画」に基づく災害応急対策、復旧業務を実施する傍ら、市民生活に与える影響が重大で、中断すれば社会的に重大で停止や休止が許されない、災害時においても優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」として、抽出、特定し、業務がより高い水準で継続できるよう、以下の事項を考慮して「事業継続計画」を別途策定する。

第１　前提となる被害想定

発生する可能性が高く、かつ被害が甚大となり、市の業務に多くの影響を及ぼすものを選定する。

第２　非常時優先業務の選定と実施

１　非常時優先業務の選定

大規模災害発生後は、職員自身も被災する場合があり、十分な人数で業務の対応ができない可能性がある。マンパワーが制約される状況で災害時に市として優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。

非常時優先業務は、「災害対策業務」と「優先継続業務」とに分けられる。

(1)　災害対策業務

市が災害時に行わなければならない災害対策本部の分掌業務としている業務の一部である。

(2)　優先継続業務

通常業務のうち、市民生活を守る観点から災害時においても継続が必要な業務を「優先継続業務」とする。

２　非常時優先業務の実施

災害対策業務を最優先とする中で、必要となる人員の確保・配置を考慮し優先継続業務をどのように実施していくか検討する。

第３　事業継続計画の実行

制約された状況下にある人員、物資、ライフライン等を有効に活用し、事業継続計画を実行するに当たって、次の場合にあっては、計画を点検し、必要により見直しを行う。

(1) 地域防災計画との不整合が生じた場合
(2) 地域防災計画に改定があった場合
(3) 組織体制所管事業等に改正があった場合
(4) 訓練等により改善点が判明した場合
(5) その他必要があった場合

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第１　災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、知事の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

区　　分	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある場合の避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、積込み等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む。）（消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

第２　災害派遣要請の要求等

１　知事への災害派遣要請の要求

市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明記した文書をもって自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても事後速やかに、文書を提出する。

明　記　事　項

①　災害の情況及び派遣を要請する事由
②　派遣を希望する期間
③　派遣を希望する区域及び活動内容
④　その他参考となるべき事項

(1) 提出（連絡）先

山梨県防災局防災危機管理課（055―223―1432）

(2) 提出部数

１部

資 料 編　○自衛隊災害派遣要請依頼書　　（Ｐ1631）

２　県への要求不能時の応急措置

市長は知事への要求ができない場合には、その旨及び市の地域にかかわる災害の状況を長官又はその指定する者（東部方面特科連隊長）に通知するものとする。

この場合において、当該通知を受けた長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第８条に規定する部隊を派遣することができる。

緊 急 時 の 連 絡 先

部　隊　名	電　話　番　号	Ｆ　Ａ　Ｘ	県防災行政無線番号
陸上自衛隊東部方面特科連隊	(昼)0555－84－3135、3136 (夜)0555－84－3135	0555－84－3135、3136	（衛星系）66－435

第３　災害派遣部隊の受入体制

１　他の機関との競合重複の排除

本部長は知事と協議、連携して、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

２　作業計画及び資機材の準備

本部長は知事と協議、連携して、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付ける。

作業計画の作成基準

① 作業箇所及び作業内容
② 作業の優先順位
③ 資材の種類別保管（調達）場所
④ 部隊との連絡責任者・連絡方法及び連絡場所

３　自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を防災危機管理班に設置する。

４　派遣部隊の受入れ

本部長は、派遣された部隊に対し、あらかじめヘリコプター発着場及び派遣部隊の宿泊予定施設として定めている施設の中から、被災場所、施設の被害状況等を勘案し、適切な施設を選定して準備を行う。

なお、自衛隊宿泊予定施設の中には、避難所に指定されている施設もあるので、災害時には施設の被害状況及び各避難所における避難状況等を迅速に把握し、状況によっては当該施設に避難した住民を他の避難所へ誘導、あるいは他の施設中から適切な施設を自衛隊の宿泊施設とするものとする。

準備すべき施設

① 本部事務室
② 宿舎
③ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
④ 駐車場
⑤ 指揮連絡用ヘリコプター発着場
　２方向に障害のない広場（UH－１型　１機・約50m×50m）

資 料 編　○自衛隊ヘリコプター主要発着場一覧表　（Ｐ1073）
○自衛隊宿泊予定施設一覧表　（Ｐ1075）

第４　災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第５　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

１　必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
２　宿泊に必要な土地、建物の経費
３　宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
４　救援活動実施の際に生じた損害の補償
５　その他疑義のあるときは、市と自衛隊で協議する。

第７節　県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の収集、救出・救助活動等を依頼するものとする。

第１　要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

１　災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

２　市の消防力によっては防御が著しく困難な場合

３　その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

資 料 編　○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定　　（Ｐ1131）

第２　消防防災ヘリコプター緊急運航基準

１　基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができるものとする。

公　共　性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊　急　性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非代替性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

２　緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ　その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア　林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合

イ　交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

ウ　その他、消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア　水難事故及び山岳遭難等における人命救助

イ　高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助

ウ　その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

ア　別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合

イ　交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第３　緊急運航要請の方法

本部長は、山梨県防災局防災危機管理課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして速報後、「消防防災航空隊出場要請書」（資料編に掲載）により、ファクシミリを用いて緊急運航を要請するものとする。

要請時の明示事項

① 災害の種別
② 災害の発生場所及び災害の状況
③ 災害発生現場の気象状態
④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
⑤ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
⑦ その他必要な事項

資 料 編　○消防防災航空隊出場要請書　　（Ｐ1632）

第４　受入体制の整備

緊急運航を要請した場合、本部長は消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

1　離着陸場所の確保及び安全対策
2　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
3　空中消火基地の確保
4　その他必要な事項

資 料 編　○飛行場外離着陸場等一覧表　　（Ｐ1072）

第５　経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

別表１

伝　　達　　系　　統　　図

１　緊急運航連絡系統図

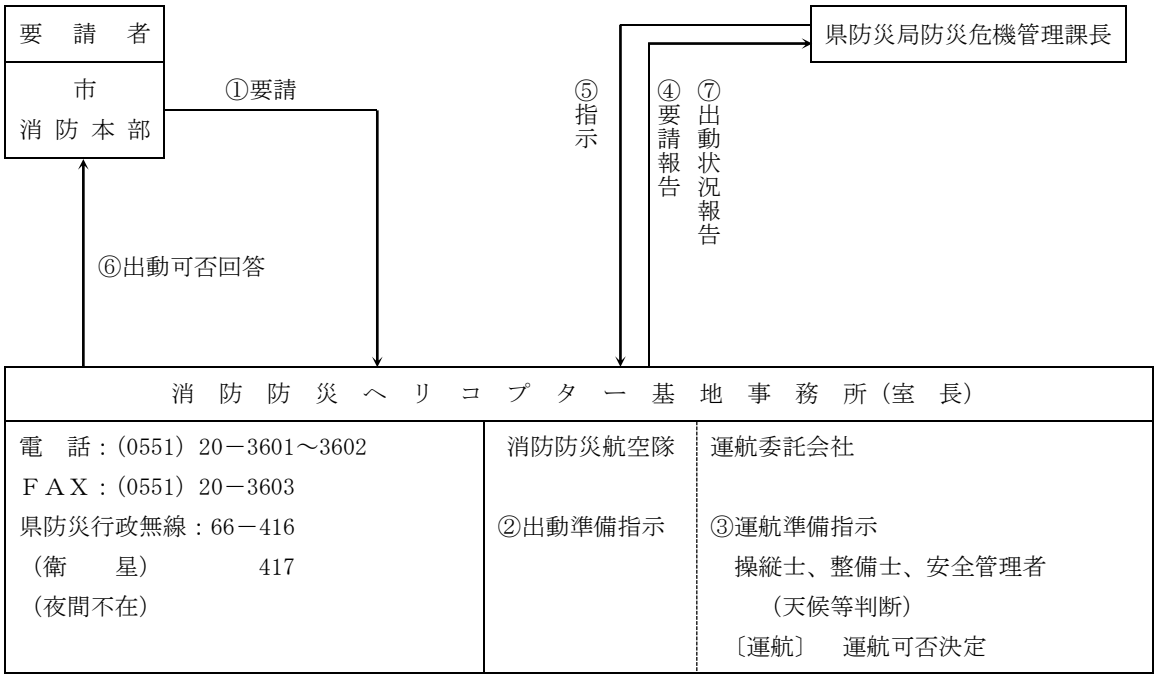

２　土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図

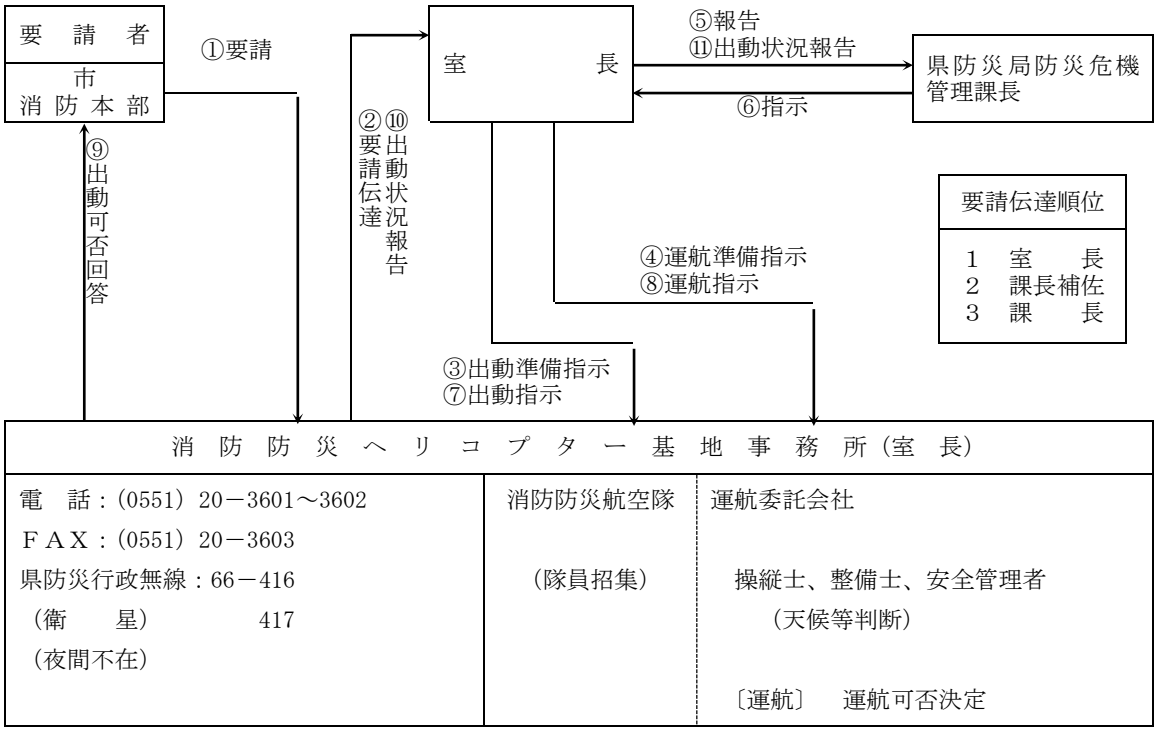

（夜間の場合）　災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

別表２

救急搬送の流れ（転院搬送の場合）

※医師の同乗が必要

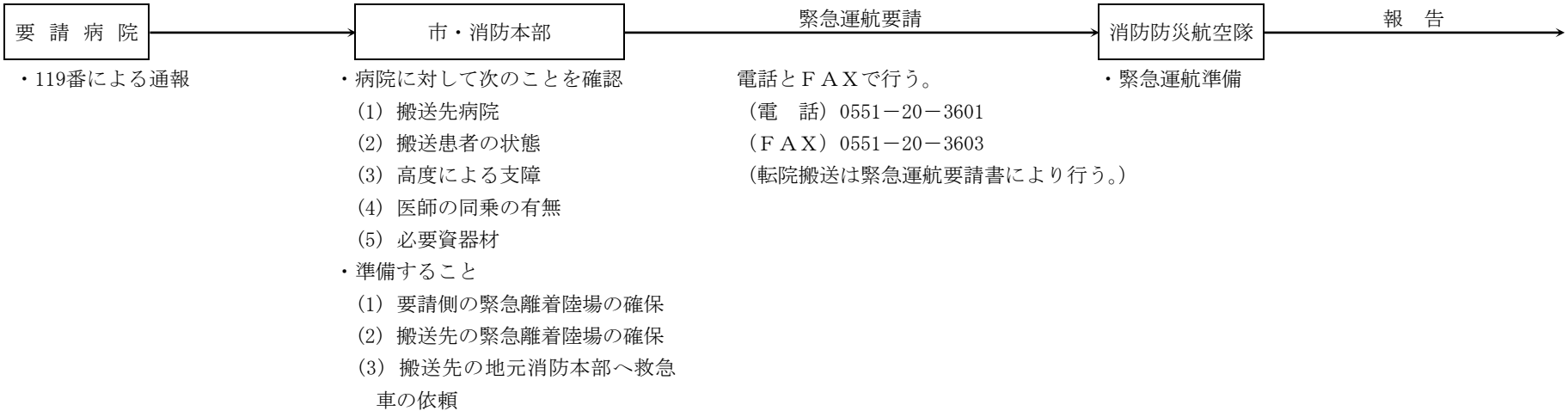

別表３

災害発生から応援出場までの流れ

（山林火災・人命救助の場合）

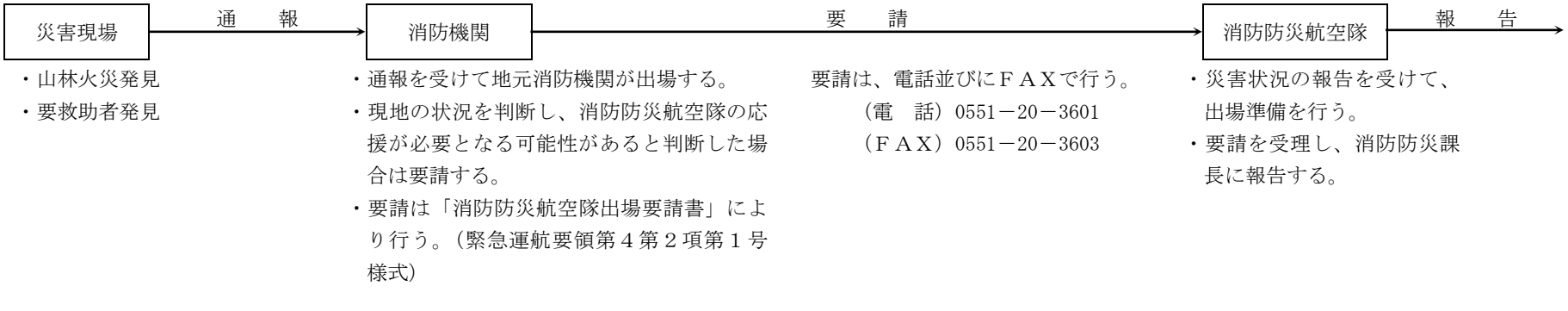

第８節　被害状況等報告計画

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第１　被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集して、早期に市内の被害状況を把握する。

１　初期段階に収集する情報

大規模な災害が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集する。

なお、収集に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を収集する。

(1) 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情　報　の　種　類	災　害　情　報　収　集　先
①　地震に関する情報	甲府地方気象台、県、報道機関
②　火災の発生状況	南アルプス市消防本部、消防団、自主防災会
③　死者、負傷者等の人的被災状況	南アルプス市消防本部、南アルプス警察署、市内医療機関（中巨摩医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④　ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	ＮＴＴ東日本山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(社)山梨県エルピーガス協会、市企業局、市下水道課
⑤　道路、橋梁等の交通施設の被災状況及び道路通行支障状況	甲府河川国道事務所、中日本高速道路株式会社、中北建設事務所、南アルプス警察署
⑥　堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所
⑦　住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、南アルプス警察署
⑧　学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、中巨摩医師会

(2) 災害時優先電話による収集

登録されている災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

(3) 自主防災会からの情報収集

各地区の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部又は支所に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、アマチュア無線あるいは急使により市本部又は支所に報告する。

(4) 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

(5) アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により応援協定に基づき南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。

(6) 郵便局との連携強化

市は、南アルプス郵便局及び榊郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、市及び市内の各郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資 料 編　○災害時における相互協力に関する覚書　（Ｐ1139）
○災害時非常無線通信の協力に関する協定　（Ｐ1155）

２　第２段階に収集する情報

(1) 各部班における被害状況調査

各部班は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

また、状況によっては調査班を編成して調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うに当たっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担当		協力団体等	調査事項
対策部	班		
総務対策部	防災危機管理班		○一般被害及び応急対策状況の総括 ○各地区の人的・物的被害状況
	管財班		○庁舎及び公有財産の被害状況
市民対策部	環境班	中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合	○ごみ・し尿処理施設の被害状況
保健福祉対策部	福祉総合相談班 子育て支援班 こども家庭相談班	社会福祉団体、民生児童委員	○保育所、児童館、保育園児等の被害状況
	健康増進班	医師会	○医療機関の被害状況
	介護福祉班	社会福祉団体、民生児童委員	○高齢者福祉施設の被害状況
産業観光対策部	農政班	農協、森林組合等	○農業用施設及び林業用施設の被害状況
	観光推進班	各事業所、観光協会等	○観光施設、観光客の被害状況
	観光施設班	指定管理者等	○観光施設
	商工振興班	商工会	○商工業関係の被害状況
建設対策部	道路整備班	建設安全協議会	○道路、河川、橋梁等の被害状況
	都市計画班		○公園施設の被害状況
	管理住宅班	自主防災会	○市営住宅の被害状況
	農林土木班	土地改良区	○農業用排水施設等の被害状況
教育対策部	学校教育班	施設管理者	○児童生徒、学校施設の被害状況

	生涯学習班	施設管理者	○施設利用者、社会教育施設の被害状況 ○施設利用者、社会体育施設の被害状況
	文化財班	文化財所有者	○文化財の被害状況
上下水道対策部	施設班 上水道班		○浄水場等の被害状況 ○簡易水道施設の被害状況
	水道総務班		○バス利用者の被害状況
	下水道班		○下水道施設の被害状況

(2) 被害状況不明地区等への措置

各地区の被害状況は、総務対策部が地区の消防団及び自主防災会の協力を得て速やかに収集するものとするが、大規模な災害が発生し、地区全体が混乱して必要な情報の収集が困難な場合は、状況により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

(3) 県への応援要請

被害が甚大なため、市において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第２　災害情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務対策部長が取りまとめ、本部長及び副本部長に報告する。

第３　災害情報の報告等

１　県等への報告

本部長は、総務対策部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市は、直接消防庁に対し報告するものとする。また、消防組織法第22条に基づく「火災・災害等即報要領」に定める直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合には、県に加え、直接消防庁にも報告するものとする。

なお、この場合、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

県　へ　の　連　絡　先

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号	県防災行政無線番号
県防災局防災危機管理課	055―223―1432	055―223―1439	200―2513
中北地域県民センター	0551―23―3057	0551―23―3012	400―2021

２　消防機関への通報殺到時の措置

(1) 南アルプス市消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。

(2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

消　防　庁　へ　の　連　絡　先

回線別＼区分		通　常　時 ※消防庁応急対策室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03―5253―7527	03―5253―7777
	ＦＡＸ	03―5253―7537	03―5253―7553
地域衛星通信ネットワーク	電　話	13―048―500―7857	13―048―500―7782
	ＦＡＸ	13―048―500―7537	13―048―500―7789

３　応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

４　報告の種類・様式

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県等に災害報告を行うものとする。

(1)　「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告

市は、火災・災害等の即報に当たっては、次の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

ア　火災(※　特定の事故を除く。)……第１号様式

イ　特定の事故……第２号様式

ウ　救急・救助事故・武力攻撃災害等……第３号様式

エ　災害概況即報……第４号様式（その１、その１別紙、その２）

(2)　「災害報告取扱要領」に基づく被害報告

市は、「災害報告取扱要領」に基づき、把握した被害状況について必要な事項を県に報告するものとする。

ア　災害確定報告……第１号様式

イ　災害中間報告……第２号様式

ウ　災　害　年　報……第３号様式

(3)　県指定に基づく被害報告

ア　報告ルート

（ア）震度４の地震観測時及び大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報発表時

被害区分	調査報告主体	報　告　ル　ー　ト
総括情報	南アルプス市	市防災危機管理課 → 県防災危機管理課 → 国(消防庁、関係省庁等) 直接即報基準
人、建物	南アルプス市	市防災危機管理課　→　県防災危機管理課　→　消防庁等

農　水　産　物	南アルプス市	市産業観光部　→　中北農務事務所（大雪警報時のみ） →　県農業技術課　→　県防災危機管理課
農 業 用 施 設	南アルプス市	市産業観光部　→　中北農務事務所（大雪警報時のみ） →　県耕地課 → 県農業技術課　→　県防災危機管理課
林　業　施　設	南アルプス市	市産業観光部　→　県森林環境総務課　→　県防災危機管理課
道路、橋梁、河川、崖崩れ、下水道、都市、建築	各 管 理 者	管理者　→　中北建設事務所 →　下水道事務所 →　県道路管理課　→　県治水課　→　県防災危機管理課 →　各主管課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者　→　県防災危機管理課

（イ）大雨警報、洪水警報、暴風警報発表時

被 害 区 分	調査報告主体	報　告　ル　ー　ト
総　括　情　報	南アルプス市	市防災危機管理課 → 中北地域県民センター → 県防災危機管理課 →　国（消防庁、関係省庁等） 直接即報基準
人、　建　物	南アルプス市	市防災危機管理課　→　中北保健福祉事務所　→　県福祉保健総務課 →　県防災危機管理課
病　　院	各施設管理者	施設管理者　→　中北保健福祉事務所　→　県福祉保健総務課 →　県防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者　→　中北保健福祉事務所　→　県福祉保健総務課 →　県防災危機管理課
水　道　施　設	南アルプス市	市上下水道局　→　中北保健福祉事務所　→　県福祉保健総務課 →　県防災危機管理課
清　掃　施　設	南アルプス市	市市民部　→　中北林務環境事務所　→　県環境整備課 →　県防災危機管理課
農　水　産　物	南アルプス市	市産業観光部　→　中北農務事務所　→　県農業技術課 →　県防災危機管理課
農 業 用 施 設	南アルプス市	市産業観光部　→　中北農務事務所　→　県耕地課 →　県農業技術課　→　県防災危機管理課
林　業　施　設	南アルプス市	市産業観光部　→　中北林務環境事務所　→　各主管課 →　県森林環境総務課　→　県防災危機管理課
道路、橋梁、河川、都市、建築、崖崩れ、下水道	各 管 理 者	管理者　→　中北建設事務所 →　下水道事務所 →　県道路管理課　→　県治水課　→　県防災危機管理課 →　各主管課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者　→　県防災危機管理課

（ウ）災害対策本部設置時

被 害 区 分	調査報告主体	報　告　ル　ー　ト

被害状況	市民・自主防災会・事業者・管理者・南アルプス市	市民等　→　市災害対策本部　→　中北地方連絡本部 →　県災害対策本部　→　国（消防庁、関係省庁等）

（エ）その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会 → 商工会連合会 → 県商工総務課 → 県防災危機管理課
文教施設	各管理者	市教育委員会　→　中北教育事務所　→　県教・総務課 →　県防災危機管理課

イ　報告様式

県指定に基づく被害の報告は、次の様式によって行う。

（ア）市町村被害状況票（様式３―４―２）

（イ）市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票（様式３―４―５）

（ウ）避難所開設状況一覧表（様式３―４―６）

資料編　○**「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式**　（Ｐ1602）
○**「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式**　（Ｐ1608）
○**県指定に基づく被害報告様式**　（Ｐ1612）

５　報告項目の順位

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、おおむね人的被害及び住家の被害状況等を優先的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第４　被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

１　死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの
２　行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
３　重傷者・軽傷者	・重傷者～１月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～１月未満で治癒できる見込みのもの
４　住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
５　棟	建築物の単位で、独立した１つの建築物。渡り廊下のように２以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
６　世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば２世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を１単位として扱う。
７　被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
８　住家全壊（全壊、流失）	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主

	要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。 棟数及び世帯数、人員を報告する。なお、被害戸数は「独立して家庭生活を営むことができる建物、又は完全に区画された建物の一部」を単位とする。
9　住家半壊（半焼）	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
10　床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に居住できないもの
11　床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12　一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもの、但し、軽微なものは除く
13　非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14　非住家（公共建物）	国、県、市町村、ＪＲ、ＮＴＴ等の管理する建物
15　非住家（その他）	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16　文教施設	学校（含む各種学校）全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17　病院	医療法に定める病院（20人以上）
18　流失埋没	田畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19　冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20　農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21　林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22　農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23　畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24　水産被害	養魚場、漁船等の被害
25　林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26　商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27　道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28　橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
29　河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30　砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31　下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
32　林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33　鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34　清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35　通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36　被災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37　被災者	被災世帯の構成員

第９節　災害広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図る。

第１　実施機関

災害時の広報活動は、秘書班において行う。

秘書班は、防災危機管理班から正確な災害情報、市域の被害状況等を収集、把握し、住民に対して適切な広報を行う。

なお、広報を行うに当たっては、報道機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、自主防災会等の協力による戸別訪問、市ホームページへの外国語併記による広報など障害者・高齢者や外国人等の要配慮者に対しても十分留意し、適切な広報に努める。

第２　広報の方法

災害の種類、災害発生時期等を勘案し、次の広報手段により、適切に行う。

１　市防災行政無線による放送
２　広報車の巡回広報
３　ＣＡＴＶによる放送
４　市ホームページへの掲載
５　臨時広報紙・チラシの配布
６　掲示板への掲示等
７　Ｌ－ＡＬＥＲＴ（テレビ文字放送）
８　災害緊急メール（携帯電話）

第３　広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

１　災害時における住民の心構え
２　避難の勧告、指示事項
３　災害情報及び市の防災体制
４　被害状況及び応急対策実施状況
５　被災者に必要な生活情報
６　一般住民に必要な注意事項
７　その他必要な事項

第４　住民からの問い合わせへの対応

市（防災危機管理班）は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を市役所、支所等に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

第１０節　災害通信確保計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信を迅速かつ適切に行うため、市の所有する通信施設を活用するほか、状況により他の機関の所有する通信設備の優先利用、放送の要請等により、通信の確保を図る。

第１　災害時における通信の方法

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を的確に収集、伝達し、又は報告するものとする。

１　県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関等とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県へ被害報告、応援要請等を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

２　市防災行政無線（固定系・移動系）

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

３　消防無線電話

南アルプス消防署及び八田消防署を基地局として、消防本部、各消防署・分遣所、また各支所に移動局・携帯局が配備されている。

火災等が発生した場合には、消防無線電話を活用し、火災現場等との通信の確保を図る。

４　加入電話

市出先機関、関係団体等との通信には、加入電話を活用するものとするが、災害現場との通信や夜間等の勤務時間外での通信には、携帯電話を活用して通信の確保を図る。

なお、災害時、電話が輻輳し、かかりにくいときは、災害時優先電話を活用する。

５　簡易無線機

災害対策本部、各支所及び消防本部を基地局として、災害時に、災害対策班、消防団等との間で、情報交換が速やかに行えるよう簡易無線機を整備し、通信の確保を図る。

第２　非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定されたＮＴＴ東日本に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第３　災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめＮＴＴ東日本に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第４　他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市域における関係機関の通信施設は、次のとおりである。

１　警察無線……南アルプス警察署

２　消防無線……南アルプス市消防本部

３　東京電力無線……東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社櫛形事務所

第５　非常通信の利用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、山梨地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

１　非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は200字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

２　非常通信等の内容

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、市本部活動に必要なもの等とする。

第６　放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送要請を求めることができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまがないときは、市長が直接放送局に対して放送要請をすることができる。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
ＮＨＫ甲府	Ｓ58．７．１	(055) 222－1313	9-220-1-058	放送部
山梨放送	Ｓ58．７．１	昼 (055) 231－3232 夜 (055) 231－3250	9-220-1-066	報道制作局報道部
テレビ山梨	Ｓ58．７．１	昼 (055) 232－1114 夜 (055) 266－2966	9-220-1-067	（昼）報道局報道部 （夜）報道部長宅
エフエム富士	Ｈ２．２．28	(055) 228－6969	9-220-1-068	放送部

資料編　○放送要請様式　　（Ｐ1633）

第７　インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等を掲載するものとする。

なお、県のＵＲＬはhttp://www.pref.yamanashi.jp/であり、市のＵＲＬはhttp://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/である。

１　県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報

２　県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

第８　アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、「災害時非常無線通信の協力に関する協定」に基づき南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

資 料 編　○災害時非常無線通信の協力に関する協定　　（Ｐ1155）

第９　急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡するものとするが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第１０　携帯電話の活用

今や災害時の「命綱」とも言える携帯電話を、いざというときに使いこなせるよう必要な備品として機能を確認しておく。

１　緊急時の充電手段として、災害発生時に充電サービスをしている携帯電話の公式ショップを活用できる。

２　携帯電話の災害時に活用できる次の機能を理解しておく。ただし、非対応の場合もあるので確認が必要である。

- 災害用伝言板として
- 緊急地震速報として
- テレビやラジオとして
- 地図として
- ＧＰＳとして
- ライトとして

第１１節　交通対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第１　交通応急対策

１　交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合は、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設対策部道路整備班を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。

(2) 調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 市本部は、調査班等から収集した情報を南アルプス警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

２　応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては南アルプス警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第２　交通規制対策

１　異常気象時における道路通行規制

市域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○異常気象時における道路等通行規制基準　　（Ｐ1100）

２　交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1　道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第１項

警察	公安委員会	1　周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条
		2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	道路交通法第４条第１項
	南アルプス警察署長	道路交通法第４条第１項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第５条第１項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第６条第４項

3　交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

南アルプス警察署は、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めたときは、通行を規制する。

4　交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第３号）に定められた標識等を設置して行う。

5　交通規制の措置

(1) 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにする。

ア　規制の対象

イ　規制する区域又は区間

ウ　規制する期間

(2) 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。

また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

道路管理者	予　定　指　定　区　間
国	20号　上野原市井戸尻から北杜市白州町山口（国界橋北詰） 52号　南巨摩郡南部町万沢（甲駿橋北詰）から甲府市丸の内２―31―８ 138号　富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰（県境） 139号　富士河口湖町富士ケ嶺（県境）から大月市大月町２丁目（20号分岐点）（富士吉田市上吉田字上町　富士吉田市下吉田字新田を除く。）

中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道山梨県全線
県	上記以外の国道、県道及び林道
市町村	市町村道

6　道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
う回路線	う回路線の入口及びう回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

7　警察官等の措置命令等

警察官、自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の３の規定に基づき、通行禁止区域等において次の措置をとることができる。

(1) 警察官の措置命令等

ア　警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

イ　命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

(2) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(3) 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

第３　運転者のとるべき措置

1　走行中の運転者の措置

(1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2　避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

３　通行禁止区域内の運転者の措置

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第４　緊急通行車両の確認申請

１　緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県消防防災課又は警察本部交通規制課、南アルプス警察署及び交通検問所等において実施する。

２　緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁内自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

３　事前届出済証の交付を受けている車両の確認

事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請をした場合は、確認のため必要な審査は省略され、該当車両が判別できるよう、常時「届出済」を表示しておく。

４　緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの

(2) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの

(3) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの

(5) 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの

(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの

(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に従事するもの

(8) 緊急輸送の確保に従事するもの

(9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に従事するもの

５　緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は県公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

第５　交通情報及び広報活動

災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、市防災行政無線、ＣＡＴＶ、市ホームページ等を活用して、交通情報等の広報を迅速かつ的確に実施する。

広　報　内　容

- ○　道路被害状況及び交通状況等の交通情報
- ○　交通規制の実施状況
- ○　車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置

第６　災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、次のとおりとする。

１　緊急出動の取扱い

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。

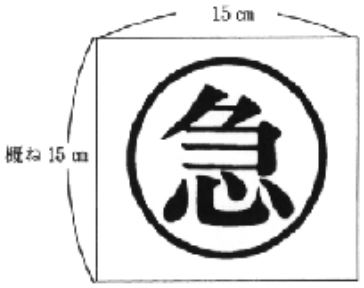

（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

２　災害復旧等の出動の取扱い

(1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、中北地域県民センター、中北建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

(2) 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社（055―226―3835）又は中日本高速道路株式会社八王子支社（以下「有料道路管理者」という。）（0426―91―1171）に速やかに通報する。

通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。

(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した右の表示を貼付する。

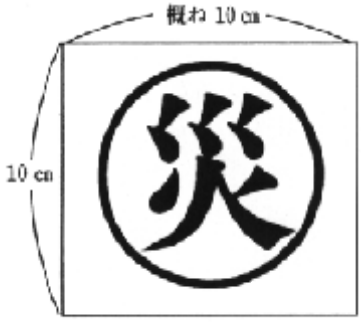

（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

別図

緊急通行車両の標章

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事 ㊞
公安委員会 ㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

第１２節　消防対策計画

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第１　組織

１　南アルプス市消防本部

常備消防として南アルプス消防署、八田消防署、甲西分遣所が配置されており、火災発生の未然防止、発生時の早期鎮圧並びに救急救助等の業務を行っている。

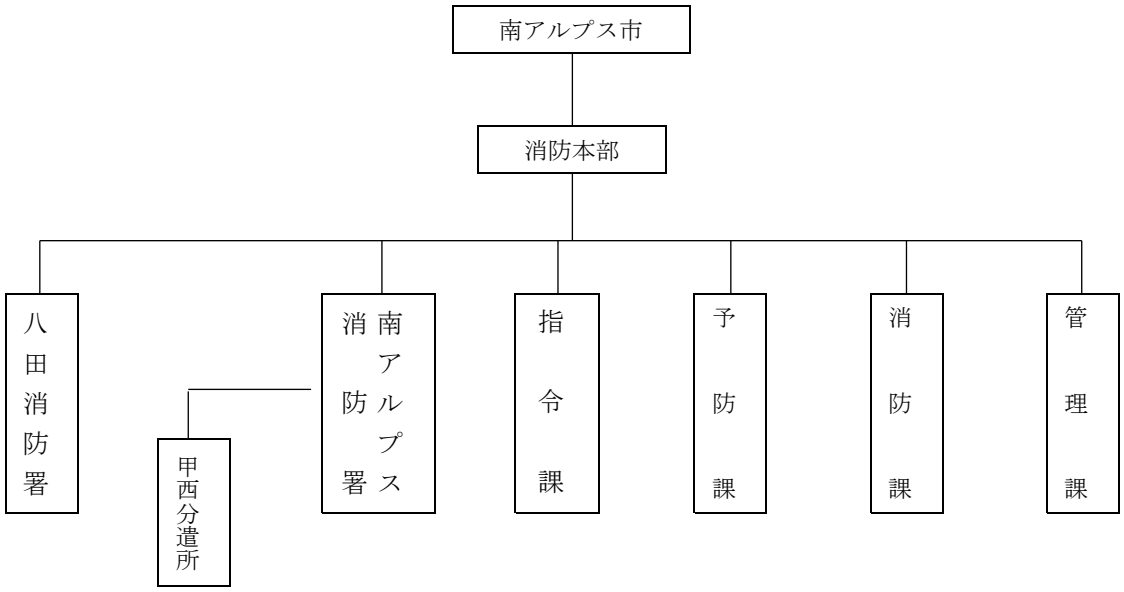

２　南アルプス市消防団

非常備消防の消防団は、南アルプス市消防団が設置され、常備消防を補佐し、また地域に密着した消防活動等に当たっている。

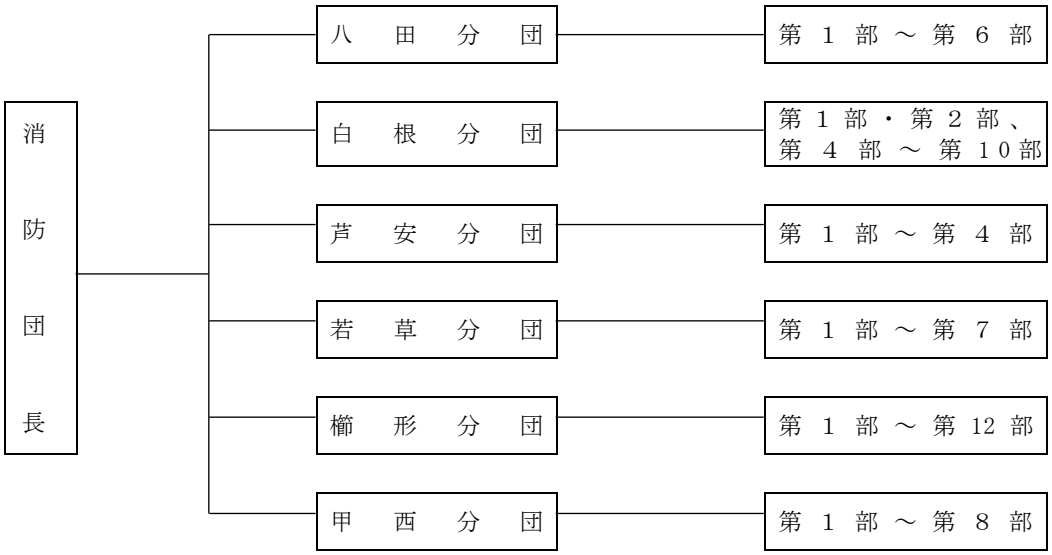

第２　出場基準

火災が発生した場合には、あらかじめ定めた出場基準に基づき、直ちに出場する。

１　南アルプス市消防本部

市消防本部は、「南アルプス市消防本部消防隊出場規程」に基づき消防隊を出場し、消防業務を円滑かつ効果的に実施する。

なお、消防隊の出場区域の基準は、次のとおりである。

			八田地区	白根地区	芦安地区	若草地区	櫛形地区	甲西地区
普通出場	第一出場	八田消防署	２隊	２隊	２隊			
		南アルプス消防署	１隊	１隊	１隊	２隊	２隊	２隊
		甲西分遣所				１隊	１隊	１隊
	第二出場	八田消防署	２隊	２隊	２隊	１隊	１隊	１隊
		南アルプス消防署	２隊	２隊	２隊	２隊	２隊	２隊
		甲西分遣所				１隊	１隊	１隊

備考

１　特命出場、応援出場、山林火災出場及び救助出場――火災の状況及び気象の状況により、出場区域外へ出場する場合もある。

２　偵察出場――普通出場の場合の出場区域に準ずる。

２　南アルプス市消防団

市消防団は、「南アルプス市消防団出場規程」に基づき、火災現場等に消防団消防隊を出場し、消防業務を円滑かつ効果的に実施する。

なお、消防団消防隊の応援出場基準は、次のとおりである。

火災等発生地域／出場区分		八田	白根	芦安	若草	櫛形	甲西
普通出場	八田分団	◎	1	1			
	白根分団	1	◎	1	1	1	
	芦安分団	1	1	◎			
	若草分団		1		◎	1	1
	櫛形分団		1		1	◎	1
	甲西分団				1	1	◎
特命出場	消防団長又は消防長の要請により、各分団ともでき得る限りの応援出場をするものとする。						

備考　山林火災については、原則として地元分団が出場するものとする。ただし、火災の状況により、消防団長又は消防長から要請があった場合は、各分団とも応援出場をするものとする。

第３　災害防御措置

１　消防応援要請

(1) 要請の条件

市消防本部は、次の状況にある場合は、「山梨県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部の消防長に応援を求めるものとする。

応援要請の条件

① 市消防本部の消防力によっては、防御、救助等が著しく困難と認めるとき。
② 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき。
③ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき。

(2) 要請時の留意事項

市長又は消防長は、次の事項に留意して他の消防機関に応援を要請するものとする。

ア　応援に必要な部隊数、資機材、活動内容

イ　集結場所への連絡員の派遣

ウ　延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法

2　危険区域、特殊建物の防御対策

市長又は消防長は、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生した場合、人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、あらかじめ次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

(1) 出動部隊数

(2) 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分

(3) 部隊到着順ごとの水利統制

(4) 各部隊の進入担当方面

(5) 使用放水口及び所要ホース数

(6) 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在

(7) 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

3　消防水利の統制

市長又は消防長は、消防隊が効果的に水利を活用するため、あらかじめ到着順ごとに水利部署を規制する計画を地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利（貯水槽（池））及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう総合的に判断し定めるものとする。

また、「平常時」「減水時」「断水時」といかなる状況下においても対応できるよう、あらかじめ水利統制計画を樹立するものとする。

(1) 有限貯水槽（池）等の消防ポンプ車配置標準

ア　40m^{3}貯水槽（池）その他これらと同等の水利では１～２台

イ　60m^{3}貯水槽（池）その他これらと同等の水利では１～３台

ウ　100m^{3}貯水槽（池）その他これらと同等の水利では２～４台

エ　火災拡大のおそれがある地域、長時間防御を必要とする特殊な火災のときは、40m^{3}及び60m^{3}に１台、100m^{3}に２台とし、それ以上部署するときは、吸水と併行して充水隊を編成し充水する。

(2) 水道管の口径、水圧からみた放水可能口数

鉄管口径mm / 水圧 / 口数	75	100	150	200	250	300	350	400
0～0.34kg/cm³	0	0	0	0	1～2	2	2	3
0.35～0.7	0	1	1～3	2～3	2～3	2～3	2～3	4～6
0.7～1.4	0	2	2～3	2～4	3～4	3～4	4	
1.4～2.1	1	2～3	2～3	3～4	3～5	4～5	5	
1.4～2.1	1～2	2～4	3～5	3～5	3～6	4～6	5～7	

資 料 編　○消防水利一覧表　　（Ｐ1040）

4　飛火警戒

市長又は消防長は、飛火によって第２次、第３次の火災が続発して、大火を導引するおそれのあるときを考慮し、受け持ち区域全般にわたって、あらかじめ警戒配備場所及び警戒方法並びに自衛消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立するものとする。

(1) 飛火防御部隊の編成

飛火防御部隊は、飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

区　　分	編　　成　　内　　容
飛火警戒隊	飛火によって第２次、第３次の火災が発生したとき出動防御する部隊であって、この部隊はおおむね次により編成する。 ①　所定防御部隊以外の予備部隊をもって１ないし数隊編成する。 ②　前項のほか風下方面は、自衛消防隊による。
警戒巡ら隊	飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、おおむね次による。 ①　消防団若しくは自衛消防隊をもって、これに充てる。 ②　消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

(2) 飛火警戒の配置標準

ア　風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒に当たる。

イ　前項の飛火警戒隊は、風下方向おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ　風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって飛火危険のおそれのある地域に対しては、地元住民をもって警戒に当たる。

(3) 飛火警戒の要領

ア　飛火警戒隊のうち１名を高所見張員として、飛火火災の早期発見に充てる。

イ　自衛消防隊等には小型ポンプ、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

第１３節　緊急輸送対策計画

災害時における被災者の避難、応急対策要員の輸送、緊急物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第１　実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、県、他市町村、各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第２　輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の道路施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

１　自動車による輸送

２　航空機による輸送

３　人力による搬送

第３　輸送力の確保

１　自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

ア　市所有車両など応急対策実施機関所有の車両等

イ　公共的団体所有の車両等

ウ　営業用車両等

エ　その他の自家用車両等

(2) 車両の確保

ア　市有車両

災害時における市有車両の集中管理及び配備は、総務対策部管財班が行い、各対策部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財班に依頼するものとする。

管財班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うに当たっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第11節「交通対策計画」に定めるところによる。

イ　その他の車両

各対策部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、管財班は、直ちに市内の公共的団体の自動車、又は状況により輸送機関等の営業用自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ　応援協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定」及び「全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定」に基づき、締結市町村に必要数の車両の提供を要請する。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）

２　航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は緊急輸送を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

県消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第７節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第６節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

３　人力による搬送

前各号による輸送が不可能な場合には、賃金職員等を雇い上げるなどして人力搬送を行う。

第４　緊急輸送路の確保

１　県による緊急輸送道路の指定状況

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区　分	道路種別	路線番号	路線名	起　終　点
第一次緊急輸送道路	高速自動車国道	－	中部横断自動車道	市内全線
	一般国道（指定区間）	52	国道52号（甲西道路）	市内全線
	一般国道（指定区間外）	140	国道140号	市内全線
第二次緊急輸送道路	主要地方道	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点（甲府市）～国道52号交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
		12	韮崎南アルプス中央線	市内全線
		20	甲斐早川線	国道20号交点（甲斐市）～南ｱﾙﾌﾟｽ市役所芦安支所
		26	富士川南アルプス線	国道140号交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～韮崎南ｱﾙﾌﾟｽ中央線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
		39	今諏訪北村線	甲府南ｱﾙﾌﾟｽ線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～韮崎南ｱﾙﾌﾟｽ富士川線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
		42	韮崎南ｱﾙﾌﾟｽ富士川線	国道52号（甲西道路）交点（富士川町）～今諏訪北村線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
	市町村道	－	市道若草1級1号線	韮崎南ｱﾙﾌﾟｽ中央線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～南ｱﾙﾌﾟｽ市役所若草支所
		－	市道櫛形7号線	甲府南ｱﾙﾌﾟｽ線交点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～南ｱﾙﾌﾟｽ警察署南交差点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）
		－	市道十五所7号線	南ｱﾙﾌﾟｽ警察署南交差点（南ｱﾙﾌﾟｽ市）～南ｱﾙﾌﾟｽ市消防本部

２　市としての緊急輸送路の確保

(1) 災害時優先道路の位置づけの定義

市は迅速かつ効率的な緊急輸送が行われるよう、大規模災害発生時に円滑な輸送活動を行うために、甲府河川国道事務所・中北建設事務所等と連携し、南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て、山梨県が指定した緊急輸送道路と市の重要拠点を結ぶ重要路線を優先して道路啓開を行い、緊急輸送路の確保を図る。

また、状況によっては、う回路を設置し、緊急輸送を行う。

(2) 市が指定する災害時優先道路

前記定義に基づき、市が管理する市道及び緊急輸送道路として指定されていない県道について、南アルプス市災害時緊急道路として指定する。

(3) 災害時優先道路の選定について

ア　第一次、第二次緊急輸送道路を最優先で啓開

国、県に対し、道路啓開を要請するものの、作業が遅れる場合には市側が自ら積極的に啓開作業を実施するものとする。

イ　市災害時優先道路啓開の優先順位

基本的には、第一次、第二次緊急輸送道路が啓開されていることが前提であり、啓開経路は、最短距離ではなく、第一次、第二次緊急輸送道路を経由して、所要の場所に行くことを可能にする。

【優先順位】

① 消防、警察、防災活動拠点（市役所本庁、支所、企業局）
② 指定避難所
③ 医療活動拠点
④ 給水拠点（ただし、応急給水設備設置施設）
⑤ 物資集積拠点、上記４以外の給水拠点

以下、順次啓開を行う。

資料編　○ 災害時優先道路一覧表　（Ｐ1076）
○ 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表　（Ｐ1019）
○ 飛行場外離着陸場等一覧表　（Ｐ1072）
○ 自衛隊ヘリコプター主要発着場一覧表　（Ｐ1073）
○ 自衛隊宿泊予定施設一覧表　（Ｐ1075）
○ 災害時における応急対策業務に関する協定書　（Ｐ1151）

第１４節　災害救助法による救助計画

一定規模以上の災害が発生した場合、速やかに災害救助法の適用申請を行い、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第１　災害救助法の適用基準等

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準は概ね次のとおりである。

１　災害救助法の適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人　　口	住家滅失世帯数
50,000人以上100,000人未満	80世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人　　口	住家滅失世帯数
50,000人以上100,000人未満	40世帯

(3) 県下で住家滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害世帯数が多数であるとき。

(4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情（被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする）場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合

２　滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

① 全壊（又は全焼・流失）住家１世帯で、住宅滅失１世帯として換算
② 半壊（又は半焼）住家２世帯で、住宅滅失１世帯として換算
③ 床上浸水及び土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった住家３世帯で、住宅滅失１世帯として換算

第２　災害救助法の適用手続

１　災害に際し、市域における災害が前記第１の「１　災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる場合は、本部長は、直ちに知事に災害救助法の適用を申請するものとする。

市総務課 → 県防災局 → 県防災危機管理課 → 内閣府

２　災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第３　災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事は、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務の実施期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第４　各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編に掲載の様式１から様式22までのとおりである。

- 地区別被害状況調査表……様式１
- 世帯別被害調査表……様式２
- 救助活動の種類別実施状況……様式３
- 被災世帯調査原票……様式４
- 救助の種目別物資受払状況……様式５
- 避難所設置及び収容状況……様式６
- 応急仮設住宅台帳……様式７
- 炊き出し給与状況……様式８
- 飲料水の供給簿……様式９
- 物資の給与状況……様式10
- 救護班活動状況……様式11
- 病院診療所医療実施状況……様式12
- 助産台帳……様式13
- 被災者救出状況記録簿……様式14
- 住宅応急修理記録簿……様式15
- 学用品の給与台帳……様式16
- 埋葬台帳……様式17
- 死体捜索状況記録簿……様式18
- 死体処理台帳……様式19
- 障害物の除去状況……様式20
- 輸送記録簿……様式21
- 賃金職員等雇上台帳……様式22

資 料 編　○各種救助に係る様式　　（Ｐ1618）

第５　災害救助法による救助

１　避難（市民活動支援班・国保年金班）

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難場所設置の方法

ア　既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ　災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ　公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から７日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

１日一人当たり３３０円以内

２　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理（管理住宅班）

(1) 応急仮設住宅の供与

ア　応急仮設住宅供与の対象者

（ア）住宅が全壊、全焼又は流失した者

（イ）居住する住家がない者

（ウ）自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ　応急仮設住宅の種類

（ア）建設型仮設住宅

a　敷地

原則として公有地を利用する。

b　規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

c　費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、１戸当たり６２８万５千円以内の額とする。

d　着工期限

災害発生に日から２０日以内に着工する。

e　供与期間

２年以内とする。

（イ）賃貸型仮設住宅

a　規模

世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。

b　費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

c　貸与期間

２年以内とする。

（ウ）その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型と供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

(2) 被災した住宅の応急修理

応急修理の対象者等

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	１世帯当たり655千円以内	災害発生の日から１ケ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	１世帯当たり318千円以内			

３　炊き出しその他による食品の給与（学校給食センター）

(1) 給与を受ける者

ア　避難所に収容された者

イ　住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

ウ　その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から７日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

１人１日1,180円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

４　生活必需品の給与又は貸与（観光推進班）

(1) 給与（貸与）を受ける者

ア　全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ　生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額　（単位：円）

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	41,000	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,9300	18,300	21,800	27,400	3,600

注：夏期（４月～９月）　冬期（10月～３月）

５　医療（健康増進班）

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

・診察　　・薬剤又は治療材料の支給　　・処置、手術その他治療及び施術

・病院又は診療所への収容　　・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

６　助産（健康増進班）

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

・分べんの介助　　・分べん前後の処置　　・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア　使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ　助産師の場合は、その地域の慣行料金の８割以内

７　救出（消防署班）

(1) 救出を受ける者

ア　災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ　災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から３日以内

８　障害物の除去（道路整備班）

(1) 対象

ア　当面の日常生活が営み得ない状態にあること

イ　日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること

ウ　自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと

エ　住家は、半壊又は床上浸水であること

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備　　考
災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫費等

9　死体の捜索（消防団）

(1) 捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索期間　　災害発生の日から10日以内

(3) 費用　　捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等

10　死体の処理（健康増進班、環境班）

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区　　分	限　　度　　条　　件
洗浄、縫合、消毒	死体１体当たり3,500円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料１体当たり5,400円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

11　死体の埋葬（環境班）

(1)　死体の埋葬を行うとき

ア　災害時の混乱の際に死亡した者であること

イ　災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2)　埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備　　考
１体当たり213,800円以内	１体当たり170,900円以内	棺、骨壷、火葬代、人夫費、輸送費を含む。

12　教科書等学用品の給与（学校教育班）

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品　目	期　　間	費　用　の　限　度　額
教科書・教　材	災害発生の日から１か月以内	教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文　房　具	災害発生の日から15日以内	小学校児童　　１人当たり　4,700円以内 中学校生徒　　１人当たり　5,000円以内 高等学校等生徒　１人当たり　5,500円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　　（Ｐ1710）

第１５節　避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを指示し、地域住民の生命又は身体を災害から保護するものとする。

また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。

第１　避難指示

１　実施責任者等

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。なお、緊急の場合には、市長は、消防吏員に避難のための立退きの指示を代行させることができる。

区分	実施責任者	災害の種別	要件	報告先	根拠法
指示	市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護しその他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	知事	災害対策基本法第60条第１項
指示	知事	〃	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	市長	災害対策基本法第60条第6項
指示	警察官	〃	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき。	市長	災害対策基本法第61条
		〃	人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合。	公安委員会	警察官職務執行法第４条
指示	知事又はその命を受けた県職員	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	水防法第29条
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	地すべり等防止法第25条
指示	水防管理者（市長）	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	水防法第29条
指示	自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合。	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

２　各実施責任者における避難指示等の実施時期等

(1) 市長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立退

きを指示する。

なお、立退きを指示したとき、並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事にその旨を報告する。

(2) 知事の指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(3) 水防管理者（市長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立退きを指示する。この場合、南アルプス警察署長に速やかに通知する。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により、又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示する。この場合、南アルプス警察署長に速やかに通知する。

(5) 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示する。この場合、その旨を市長に速やかに通知する。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

３　避難の指示の基準

(1) 一般的基準

避難の指示の一般的基準は、次のとおりである。

一　般　的　基　準
○　河川の上流が被害を受け、下流地域に浸水による危険があるとき。 ○　河川が避難判断水位を超え、補足情報、雨量、流域雨量指数などを総合的に判断し洪水のおそれがあるとき。 ○　避難の必要が予想される各種気象警報が発表されたとき。 ○　土砂災害警戒情報が発表され、補足情報、前兆現象の状況などを総合的に判断し住民に危険が及ぶと予想されるとき。 ○　爆発のおそれ又はガスの流出拡散等により、周辺地域の住民に危険が及ぶと予想されるとき。 ○　地すべり・崖崩れ等の土砂災害が発生するおそれがあるとき。 ○　延焼火災が急速に拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。 ○　県知事から避難についての指示の要請があったとき。 ○　その他住民の生命及び身体を災害から保護するため、必要と認められたとき。

(2) 判断基準

ア　河川洪水

	富　士　川（釜無川を含む。）
高齢者等避難	１時間後に避難判断水位(船山橋：2.0m、清水端：6.5m、南部：4.2m)に到達すると予想され、なお水位の上昇が見込まれる。
避難指示	①避難判断水位に到達し、１時間後に氾濫危険水位（船山橋：2.2m、清水端：7.2m、南部：4.9m）に到達すると予想される。

	②河川氾濫のおそれがある。 ③氾濫危険水位に到達する。 ④堤防が決壊するおそれがある。（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。）

イ　土砂災害

	現地情報等による基準	「土砂災害警戒情報」による基準	積算雨量等による基準		
	―	―	前日までの連続雨量が100㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100㎜あった場合	前日までの降雨がない場合
高齢者等避難	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される。	「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における予測雨量が2時間後に「土砂災害警戒避難基準線」に到達すると予想される。	当日の日雨量が50㎜を超える。	当日の日雨量が80㎜を超える。	当日の日雨量が100㎜を超える。
避難指示	・近隣で前兆現象(渓流付近で斜面崩壊、擁壁・道路等にひび割れが発生)が発見される。 ・近隣で土砂災害が発生した。	・「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における予測雨量が１時間後に「土砂災害警戒避難基準線」に到達すると予想される。 又は、「土砂災害警戒避難基準線」に到達する。	当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想される。

4　避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部を省略して迅速な避難の指示を行うよう努める。

避難指示時等の明示内容

① 避難対象地域
② 避難先
③ 避難経路
④ 避難の指示の理由
⑤ その他必要な事項

5　避難の指示の伝達方法

市本部は、次の伝達方法により、住民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。

○ 市防災行政無線
○ 広報車
○ ＣＡＴＶ
○ 市ホームページ
○ エイア（緊急速報）メール（携帯電話）
○ Ｌ－ＡＬＥＲＴ（テレビ文字放送）
○ その他

避難指示の流れ

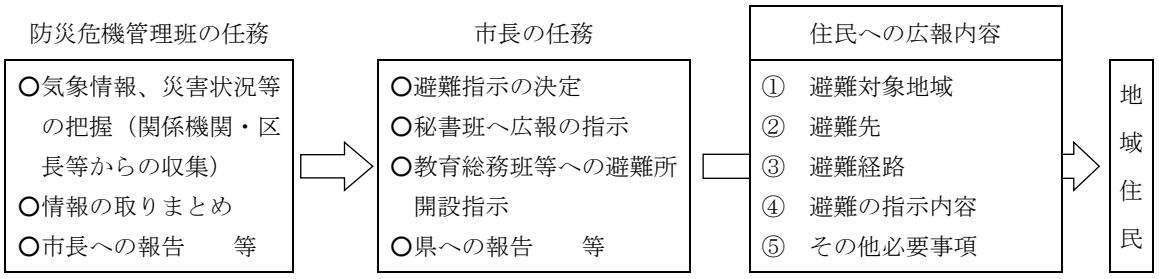

6　高齢者等避難の発令

高齢者・障害者等の避難行動要支援者は、避難所への移動に時間がかかるため、市は、状況（災害の発生する可能性が高まった段階）により避難指示を発令する前に高齢者等避難を発令し、災害危険地域等にいる避難行動要支援者を速やかに避難させるものとする。

7　避難計画の作成

市は、下記に示す「避難場所等の選定基準」や「避難道路の選定条件」を考慮し、また地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難体制の整備に努める。

避難場所等の選定基準	①　避難場所における避難民の１人当たりの必要面積は、２㎡以上とする。 ②　避難場所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。 ③　避難場所は、土砂災害警戒区域、崖崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。 ④　避難場所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。 ⑤　要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。
避難道路の選定条件	①　避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。 ②　避難道路の選択に当たっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。 ③　避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

避難計画に定める主な内容は、次のとおりである。

避難計画の概要

①　防災用具、非常持ち出し品、食料等の準備及び点検
②　災害別・地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
③　危険地域、危険物施設等の所在場所
④　避難の指示を行う基準及び伝達方法
⑤　避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
⑥　収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
⑦　障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定）

第２　避難場所の定義

避難場所の定義を次のとおりとする。

区　分	定　　義
一時避難場所	災害が発生したときに自主防災会ごとに一時的に避難する場所で、「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。

避　難　所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいい、特に、南アルプス市が指定した避難所を「指定避難所」という。 「標識」 避難所
緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所で、異常な気象の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所で、南アルプス市が指定したものを「指定緊急避難場所」という。 「標識」 緊急避難場所
福祉避難所	障害者、寝たきりの高齢者などの、一般の避難者と共同生活が難しく、介護が必要な者等が避難するための施設をいい、協定により指定した施設を「福祉避難所」とする。

※　避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。

○　山崩れ・崖崩れ等の危険が見込まれる避難地域は避ける。

○　建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。

○　避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。

資料編　○ 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表　（Ｐ1019）
○ 協定により指定された福祉避難所一覧表　（Ｐ1033）

第３　避難誘導

１　避難誘導方法

市は、要所に誘導員（消防団班）を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、障害者や高齢者等の避難行動要支援者については、自主防災会等の中からあらかじめ定めた複数の支援員によって介助等の適切な措置を取り、速やかな避難誘導を行う。

２　住民の措置

住民は、地震等により避難が必要と判断した場合には、直ちに必要最小限の非常持ち出し品を所持し、ガスやブレーカー等の火の始末及び戸締まり等をした後、自主防災会単位で、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行う。その後に気象状況や市の広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等の避難地に避難し、正確な災害情報等の収集、不在者の確認等を行う。状況により、安全確認が得られた避難所に避難する。

なお、大雨、洪水時等、状況によっては避難所に直接避難する。

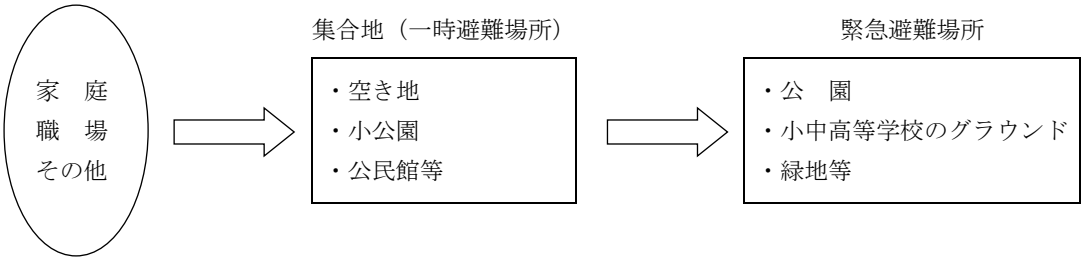

3　所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

4　避難終了後の確認措置

(1) 避難の指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置を取るものとする。

(2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第４　避難所の開設及び運営

1　避難所の開設

(1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

(2) 避難所の開設に当たっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

不足する場合には、応援協定等に基づき、協定締結市等に避難所の提供を求めるものとする。また、災害の状況等によっては公会堂、公民館、神社、仏閣等の既存建物を応急的に使用する。

なお、避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、市教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について、事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

(3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を広報し、避難所に収容する者を誘導、保護する。

(4) 洪水・土砂災害に際して、避難すべき指定避難所が被害区域内にある場合を考慮し、洪水・土砂等の災害時に使用する避難所は、近隣の避難場所とする。

資 料 編　○指定避難所・指定緊急避難場所一覧表　　（Ｐ1019）

(5) 地震災害に際しては、被災者が直接避難所に避難する場合が多く、災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日や勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

(6) 避難所開設に先立ち開設予定避難所が余震等による二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア　施設管理者によるチェック

開設予定避難所の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、市本部への報告のほか次の措置を行う。

・立入禁止措置

・他の避難施設の案内図の貼付

イ　応急危険度判定士によるチェック

前ア項のチェックでは、施設の安全性の確認がつきかねる場合は、施設管理者は、市本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

市本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ　避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、取りあえずグラウンド等の安全な場所に待機させるものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災危機管理課と健康増進課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討する。

２　避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、避難所管理職員として選定されている市民活動支援班及び国保年金班の班員は、直ちに避難所に出動、駐在し、当該施設管理者と協力して避難所の管理運営に当たる。

(2) 避難所管理職員の責務

避難所管理職員は、避難者の人員・安否、必要な物資・数量等の実態把握と保護に当たる。

なお、避難所の運営に当たっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、仕切り板を設置するなど避難者のプライバシーの保護等に配慮する。また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等については、必要により個別に対応する等の措置を行うものとする。

また、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮して運営するよう努める。

(3) 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

(4) 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

(5) 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。

(6) 避難者等による自主運営の推進

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者自らの組織化を図り、自主的な運営管理が行われるよう必要な支援を行う。

３　要配慮者対策

市は、避難所開設時には、環境衛生の確保や健康状態の把握、情報の提供等について要配慮者には十分配慮するものとする。

なお、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、健康センター、保健福祉センター及び中学校武道場など、小・中学校等の施設に比べ居住性のよい施設を要配慮者優先の福祉避難所として確保し、ホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者等の協力を得て適切な援護を行うとともに、必要に応じて社会福祉施設への入所を依頼するものとする。

また、福祉避難所以外の指定避難所についても、必要に応じてその一画を要配慮者用スペースとして確保して要配慮者を収容し、適切な援護を行うものとする。

第５　警戒区域の設定

１　市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

２　警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第２項及び第３項の規定により、市長の職権を代行することができる。

３　知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第１項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施する。

第６　帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客など、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、市、警察、道路管理者、バス運行機関等関係機関は、相互に密接な連携を取りつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、食料等は、滞留者が自助努力によって確保するものとするが、不足するときは市において斡旋などの便宜を図るものとする。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。

第７　被災動物等の救護対策

市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を

整備し、次の対策を実施するものとする。

１　動物収容施設の設置
２　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
３　飼料の調達及び配布
４　動物に関する相談の実施
５　動物伝染病等のまん延防止措置
６　集団避難場所における飼育動物の適正管理　等

第８　災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、避難に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第９　孤立集落への対応

孤立のおそれのある集落（芦安、高尾地区）には、衛星携帯電話等の整備及びヘリコプターによる救援体制を確立する。

第１０　他地域からの避難者の受け入れ

他地域からの避難者の受け入れについて、県営住宅、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

なお、県営住宅の受け入れについては県と調整を図る。

第１１　避難所に滞在していない被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資を配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図れるよう努める。

第１２　ペットの救護対策

災害時における、動物愛護の観点及び放浪動物による人への危害防止、生活環境保全の観点からペットの救護対策については、次を基本とし、細部についてはガイドラインによる。

１　ペットの同行避難

災害時、可能な限りペットの同行避難に努め、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースを確保する。

２　避難所での飼育管理

避難所で飼育する場合は、飼い主が責任を持ってペットの安全と健康を守る等、世話をするとともに、他の避難者への迷惑にならないよう特別な配慮に努める。

３　飼い主が行うべき対策

平常時からしつけや健康管理、ペットが迷子にならない対策（マイクロチップ等による所有者明示）、及びペット用の避難用具や備蓄品を確保し、災害時は避難所等におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理に努める。

４　その他

犬、猫、小鳥、小型のげっ歯類等の一般的なペット以外の動物は、避難所での受入れが難しい場合もあり、状況によっては、同行避難が難しい事態も考えられるので、万一のときの預かり先を確保しておくことも大切である。

第１６節　医療対策計画

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第１　実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が市内医療機関等の協力を得て行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第２　応急医療対策

１　情報の収集及び提供

(1) 災害医療情報等の収集・伝達

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において南アルプス市消防本部、中巨摩医師会等から次の情報を収集し、関係部署・関係機関に伝達を行う。

初動期の情報収集内容

① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
② 死傷病者の発生状況
③ 住民の避難状況（場所、人数等）
④ 医療機関の被害、診療・収容能力
⑤ 医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力
⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
⑦ 出動可能な医療救護班の数、配置
⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
⑨ 周辺市町村の状況
⑩ 医療機関の医薬品の需給状況
⑪ 医療機関における受診状況
⑫ 避難所等の生活、保健、医療情報

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ等により地域住民に提供する。

２　医療救護班の出動要請等

災害により人的被害が発生した場合には、市内医療機関に協力を求めるとともに、被災状況により中巨摩医師会等に災害現場等への医療救護班の出動を要請し、応急医療活動を行う。

また、市のみでは迅速な対応が困難な場合には、県地区救護対策本部（中北保健所）に応援を要請するものとする。

資 料 編　○市内医療機関一覧表　　（Ｐ1035）

３　応急医療救護業務

災害時の応急医療救護業務は、次のとおりとする。

区　　分	応　急　医　療　救　護　業　務
医療救護班	①　傷病者の応急処置 ②　後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ） ③　軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導 ④　助産救護 ⑤　死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力
歯科医療救護班	①　歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導 ②　軽症患者や転送困難な患者等の治療 ③　検視・検案に際しての協力
医　療　機　関	①　被害情報の収集及び伝達 ②　応需情報（診療可能状況）の報告 ③　傷病者の検査及びトリアージ ④　重症患者の後方医療機関への搬送 ⑤　傷病者の処置及び治療 ⑥　助産救護 ⑦　医療救護班、医療スタッフの派遣 ⑧　死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力

注　「トリアージ」とは、患者の重症度や緊急度によって治療の優先順位を決めること。通常は、１枚のトリアージ・タッグ（ふだ）に、重症度・緊急度に応じて色分けされ、状態部分を切り残すことにより優先順位が分かるようになっている。

４　医療救護所の設置

応急医療は、市内医療機関で行うものとするが、医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められ、又は予想される場合には、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班の出動を要請し、傷病者の応急処置や治療等に当たる。

(1) 設置場所

医療救護所は、指定避難所のうち避難の規模に応じて白根巨摩中学校、八田中学校、櫛形中学校、芦安支所（旧芦安健康管理センター)、若草中学校、甲西中学校を拠点として設置し、必要に応じて被災場所や他の被災現場や市が開設した避難所等に設置する。

(2) 設置時の留意事項

医療救護所は、次の点に留意して設置する。

ア　被災傷病者の発生及び避難状況

イ　医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制

ウ　被災地の医療機関の稼動状況

エ　医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し

オ　搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

(3) 広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ等を活用して地域住民に周知する。

５　医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、協定締結市町村から調達する。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）

6　傷病者の搬送

(1) 傷病者の後方医療機関への搬送方法

ア　医療救護班から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市の公用車両のほか、応援協定に基づき、必要数の車両を協定締結市町村から緊急調達して搬送する。

イ　重症者等の場合は、必要に応じて、県にドクターヘリ又は消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは県を通じて自衛隊による搬送を要請する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

災害発生時に傷病者を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項等に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

○情報連絡体制……傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

○医療内容等の把握……あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。

○搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保にかかわる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、南アルプス警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

(3) 災害拠点病院等の指定状況等

県は、災害時の医療活動の拠点施設として災害拠点病院を、また災害拠点病院を支援する医療機関として災害支援病院を指定している。

区　分	指　定　状　況
災害拠点病院	災害拠点病院は、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院として「県立中央病院」が指定され、また地域災害拠点病院として二次医療圏に１病院、県下で８病院が指定されている。
災害支援病院	災害支援病院は、基幹災害支援病院及び地域災害支援病院があり、基幹災害支援病院として「山梨大学医学部附属病院」と「山梨赤十字病院」が指定され、地域災害支援病院として県下で30病院が指定されている。

市内には、地域災害拠点病院として「徳州会病院」が、地域災害支援病院として「巨摩共立病院」、「宮川病院」及び「高原病院」が指定されている。

区　　分	病　院　名	医療救護班編成数（班）	一般病床数（床）
地域災害拠点病院	徳州会病院	2	145
地域災害支援病院	巨摩共立病院	2	103
	宮川病院	2	41
	高原病院	2	42

市は、上記医療機関と、災害時における医療救護班の出動要請とともに重症患者等の搬送について、平素から協議しておくものとする。

なお、重傷・重篤な救急患者の受入れや医療スタッフの全県派遣を行う県指定基幹災害拠点病院等の状況は、次のとおりである。

区　　分	病　院　名	一般病床数（床）	備　　考
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	629	・重傷、重篤な救命救急医療 ・広域搬送拠点　等
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院	566	・重傷、重篤な救命救急医療 ・医療スタッフ全県派遣等
	山梨赤十字病院	224	・富士北麓における傷病者の受入れ、搬送の拠点 ・広域的な医療救護班、医療スタッフの派遣等

7　精神保健医療対策

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、市内関係医療機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとする。対応が困難な場合等には、県医療救護対策本部（健康増進課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請する。

8　地域保健対策

医療救護班のほかに、保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハビリチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。

第３　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、医療及び助産に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（P1710）

別図

医療救護体制及び医療救護班の派遣体系

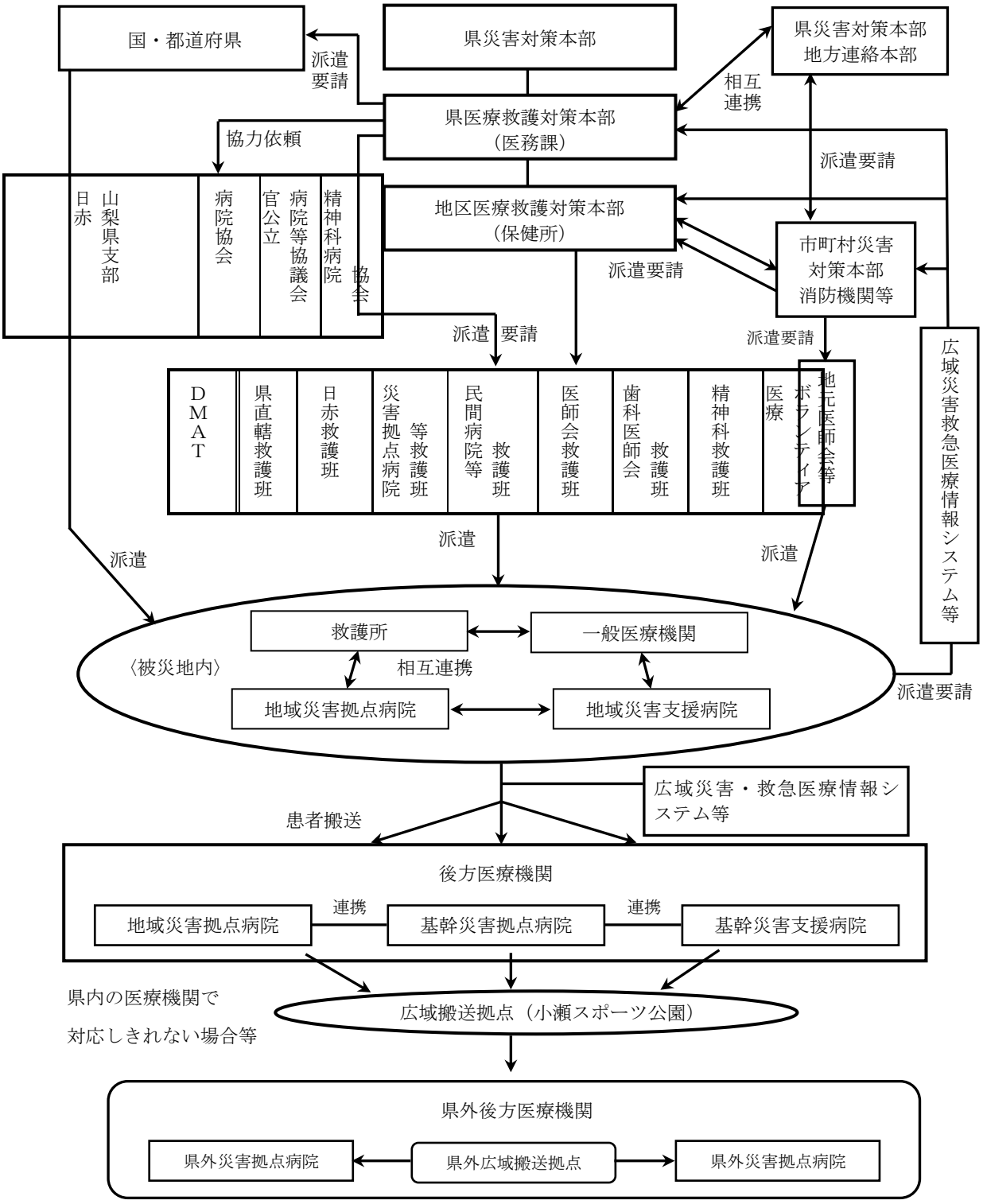

第１７節　防疫対策計画

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を確実に実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第１　実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に要員、資器材の応援を要請し、実施する。

第２　防疫活動

１　市の防疫組織

市民対策部環境班、保健福祉対策部健康増進班は、中北保健所の指示のもと中巨摩医師会の協力を得て防疫組織を編成し、防疫活動を迅速に実施する。

２　感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第２項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第２項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

法第29条第２項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第２項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

３　臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施する。

４　避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

５　広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線、ＣＡＴＶによる放送、広報車による巡回放送、またパ

ンフレットの配布等を行うものとする。

６　その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年５月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第３　防疫用資器材及び薬剤

１　防疫用資器材

防疫用資器材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

２　防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

３　応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっ旋を要請する。

資 料 編	○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
	○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
	○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
	○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1157）

第１８節　食料供給対策計画

災害により、食料品の確保ができない、又は自宅で炊飯等ができない被災者に応急的な炊き出しを行い、一時的な食生活の保護を図るものとする。

第１　実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保及び炊き出しの実施、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が行う。

第２　災害時における食料の供給基準

１　炊き出しの対象者

(1) 避難所収容者

(2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事ができない者

(3) 災害応急対策活動従事者

２　供給品目

供給品目は、炊き出し用の米穀、弁当、乾パン、缶詰、インスタント食品等とする。

３　被災者等への供給基準

被災者等に対して供給する基準は、次のとおりとする。

(1) 災害救助用米穀の基準は、１食あたり玄米200ｇ（精米180ｇ）を１食分とする。

(2) 災害救助用乾パンの基準は、115ｇを１食分とする。

第３　食料の供給計画

１　事前措置

市は、食品の供給計画の策定に当たっては、「山梨県地震被害想定調査結果」における本市の避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と協議を進めるものとする。

２　備蓄物資の放出

市内の防災備蓄倉庫に備蓄している米、乾パン、缶詰等を被災者等に必要量を放出する。

３　米穀の調達

市の備蓄分では不足する場合には、次により必要量を確保する。

(1) 市内の米穀販売業者から購入する。

(2) 協定締結市町村への応援要請

協定締結市町村に対して、必要量の米穀の供給を依頼する。

(3) 知事への供給通知

(1)、(2)によっても必要量の米穀の確保が不可能な場合、又は緊急を要する場合には、知事に対して、給食を必要とする事情及び必要とする応急用米穀の数量を「政府所有食糧緊急引渡要請書（通知)」により通知し、必要量を確保する。

(4) 災害救助法適用時の措置

ア　本部長は、必要量を把握の上、「政府所有食糧緊急引渡要請書（通知）」を作成し、知事に対して引渡要請を行う。

イ　知事との連絡がつかないときは、山梨農政事務所地域課長に対して、また山梨農政事務所地域課長とも連絡がつかないときは、指定倉庫業者に対して「政府所有食糧緊急引渡要請書（通知）」により引渡要請を行う。

ウ　イにより災害救助用米穀を受領した場合、本部長は、「災害米穀購入報告書」を速やかに知事に提出するものとする。

４　弁当及びパンの確保

(1) 被災者への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適当と判断した場合は、備蓄している乾パンの放出のほか市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者等へ協力を依頼し、又は応援協定に基づき南アルプス市商工会に応援を要請し、弁当及びパンを確保する。

(2) 災害救助法が適用になった場合は、知事に申請し、炊き出しに至るまでの応急用として、政府保有の乾パンの引渡しを受けるものとする。

５　副食、調味料等の確保

備蓄している缶詰（副食）を放出するほか、市内の食料販売業者等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により南アルプス市商工会、協定締結事業者又は協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。

② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資 料 編
- **中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）**
- **全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）**
- **災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）**
- **全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）**
- **災害時における物資の供給応援に関する協定書　（Ｐ1153）**
- **大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1157）**

第４　食品集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料は、屋内ゲートボール場（すぱーく白根）等公共施設の中から適当な施設を物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、産業観光対策部農政班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

第５　炊き出しの実施

１　炊き出し場所

炊き出しは、避難地又は避難所で行うものとするが、状況により効率的と判断した場合は、「学校給食センター」を活用し、実施する。

２　炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、市職員（教育総務班）をもって充てるほか、日赤奉仕団、自主防災会、ボランティア等の協力を得るものとする。

第６　住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じて少なくとも３日～７日分の食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第７　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、食品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第１９節　生活必需物資供給対策計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等の生活必需物資を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服・寝具その他の衣料品及び生活必需物資を給与又は貸与し、被災者の生活の確保を図るものとする。

第１　実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第２　実施方法

１　給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、又は損傷したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

２　給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

(1) 寝具（毛布、布団等）
(2) 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
(3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
(4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル等）
(5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
(6) 食器（茶わん、皿、箸等）
(7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
(8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料等）

３　必要物資の把握

市（市民活動支援班、国保年金班）は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、当該避難所の施設管理者や自主防災会、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、電話、アマチュア無線、急使等により、市（防災危機管理班）に報告する。

防災危機管理班は、直ちに被災者ニーズを農政班及び観光推進班に連絡する。

４　備蓄物資の給与等

市（農政班）は、直ちに防災備蓄倉庫に備蓄している毛布、ローソク等の生活必需物資を被災者に給与又は貸与する。

５　生活必需物資の確保

(1) 市内業者等からの調達

市（観光推進班）は、ＪＡ南アルプス市等の関係団体に協力を依頼して、必要な生活必需物資を調達する。

(2) 応援協定に基づく調達

上記(1)でも必要な生活必需物資が確保できない場合には、南アルプス市商工会、協定締結事業者及び協定締結市町村に対して必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(3) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県にあっ旋を要請する。

調達時の留意点

① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・数量）し、重複等しないようにする。
② 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
③ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）
○災害時における物資の供給応援に関する協定書　（Ｐ1153）

第３　救援物資集積所の確保

他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資は、屋内ゲートボール場（すぱーく白根）等公共施設の中から最も適当な施設を物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、産業観光対策部農政班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、集積所に管理責任者として農政班員を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

生活必需品等の供給フロー

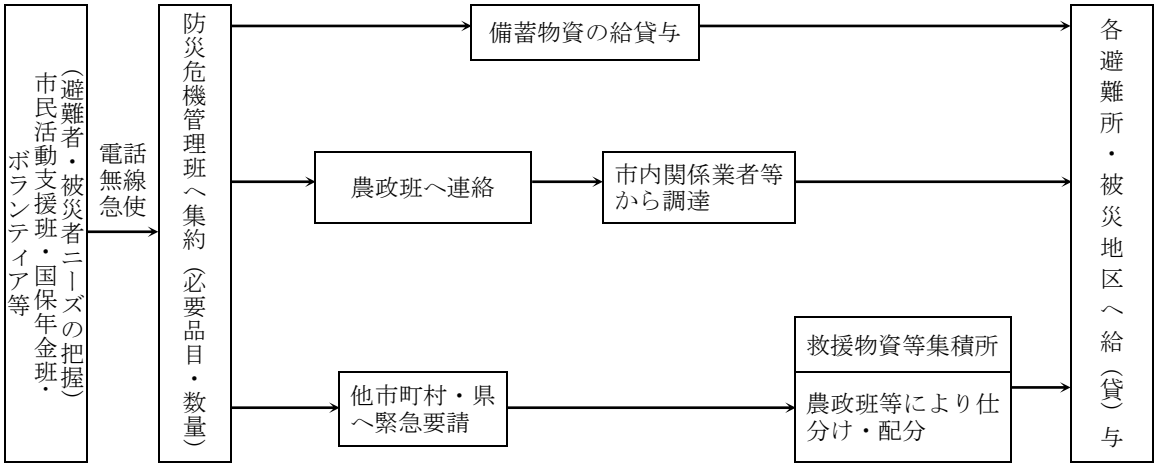

第４　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、生活必需品の給・貸与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　　（Ｐ1710）

第５　災害救助法の適用に至らない場合の給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」に基づき、県から被災者への生活必需品の給与及び見舞金等の支給が、また適用区域外の被災者への見舞金等の支給が行われるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第２０節　飲料水確保対策計画

災害のため飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第１　実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第２　給水活動

１　給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、上下水道対策部は次により給水活動を実施する。

(1) 運搬給水

水道施設の損壊箇所が修復され、通水が行われるまでは、原則として配水池を取水拠点とし、また状況により補助水源の活用を併せて、避難場所等の給水拠点に設置される受水設備に運搬給水する。

(2) 応急給水栓からの給水

通水後は、応急給水栓によって飲料水を供給する。

(3) ろ水機による給水

河川水、貯水槽の水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

(4) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、「災害時における相互応援に関する協定」、「全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定」及び「災害時における物資の供給応援に関する協定」に基づき、協定締結市町村、南アルプス市商工会又は協定締結事業者から緊急調達し、被災者に供給する。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位
給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 要配慮者への配慮
１人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○給水施設・設備等一覧表　（Ｐ1034）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）
○災害時における物資の供給応援に関する協定書　（Ｐ1153）

２　必要給水量

給水は、１人１日３ℓを確保するものとする。

３　給水場所

運搬給水は、拠点給水方式とし、次の給水拠点に設置される受水設備へ給水する。

①　避難地	③　市本部が指定する医療機関
②　市本部が指定する一時収容施設	④　その他市本部が指定する場所

４　応急給水用資機材等の確保

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

備蓄倉庫名	貯水のう （㎥×基）	ポリタンク （ℓ×基）	給水袋 （6ℓ）
八田地区備蓄倉庫	―	500×2	―
白根地区備蓄倉庫	―	500×4	―
芦安地区備蓄倉庫	―	500×1	―
若草地区備蓄倉庫	―	500×7 300×1	―
櫛形地区備蓄倉庫	5.0×1 0.5×1	500×12	3,700
甲西地区備蓄倉庫	―	500×4	―

注　上記のほか、企業局に給水タンク車（４ｔ×１台、２ｔ×１台）及び、給水タンク（２ｔ×２基、１ｔ×２基）が保有されている。

第３　水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期する。

１　運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行う。

２　応急復旧後の検査

配水管路の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

第４　給水施設の応急復旧

１　被害状況等の把握

上下水道対策部は、災害発生後、直ちに水道施設・設備の被害状況を調査する。また、電力の供給状況等についても把握する。

把握した被害状況等は、速やかに市本部及び県に報告する。なお、重点的に被害状況調査を必要とする所は、次のとおりである。

(1) 導・送・配水管

(2) 取水から浄水に至るまでの重要施設

２　応急復旧活動の実施

応急復旧に当たっては、可能な限り早期、広範囲に管路による応急給水を行えるよう、作業を進めるものとする。

(1) 導・送・配水管路

管路の復旧作業は早期通水の立前から管の破壊、継手の脱出等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については通水可能な限り、二次的なものとして扱う。

また、復旧方式については、管路の被害状況により既設管の応急復旧と臨時配水管の布設を併用し、原則として上流から作業を進める。

(2) 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と並行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要場所への応急給水栓の設置を行う。また、倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置についても、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止などの応急処置を行う。

第５　広報の実施

広報を行う場合には、分かりやすく間違いのないよう広報する。

１　断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ、市ホームページ等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

２　応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、市防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ、市ホームページ等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第６　住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量（１人１日、飲料水３ℓ・生活用水３ℓを少なくも７日分）の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第７　災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、飲料水供給の救助対象者、費用の限度額等は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第２１節　応急教育対策計画

災害により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童生徒への学用品の給与等を行い、応急教育を実施する。

第１　実施責任者

市立学校における災害応急教育は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知されたときは、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第２　応急教育体制の確保

１　応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき	①　特別教室、体育館、講堂の利用 ②　二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	①　公民館、公共施設等の利用 ②　近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	①　災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ②　応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき	①　応急仮校舎の建築 ②　隣接市町村の学校、公民館、公共施設等の利用

２　教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

(1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。

(2) 隣接校との操作を行う。

(3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

(4) 欠員が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請する。

第３　災害時の応急措置

１　被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童生徒、教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、児童生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切な処置を行う。

２　児童生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者等に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底した上、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童生徒数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

3　避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童生徒を適切に避難させる。

4　健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。

(2) 被災児童生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5　危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指示を行い、その徹底を図る。

6　給食等の措置

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処置を行い給食の実施に努める。

(2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。

(3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出し用にも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。

(4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

7　避難所管理運営への支援

学校内に避難所が開設された場合は、学校長は、市及び市教育委員会との事前協議に基づき、

避難所の管理運営を支援する必要があることから、避難所運営に際しての支援マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理運営が円滑に機能するよう体制作りに努める。

第４　学用品等の確保

市（教育総務班）は、災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は破損し、就学上支障を来した児童生徒に対し、被害の実情に応じて必要な教科書、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

第５　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、学用品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第６　市教育委員会の震災対策

１　被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

２　情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに、復旧計画を策定するものとする。

第７　学校の震災対策

１　緊急避難等の対策

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

(2) 応急救護

児童生徒及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護の万全を図る。

(3) 地震情報等の収集

市本部から市域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。

(4) 下校時の危険防止

児童生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童生徒数その他必要な事項を報告する。

２　被害状況の把握、報告

地震が発生した場合、速やかに児童生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3　臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

4　危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯沸かし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置など必要な措置を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

第８　社会教育施設等の震災対策

1　緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集

市本部から市域内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に伝達する。

2　被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても市本部に報告する。

3　臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市域の被害状況等から臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市本部を通じて住民への広報を行う。

第２２節　廃棄物処理計画

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第１　実施責任者

ごみ及びし尿の処理は一部事務組合と協力して市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、峡中地域振興局林務環境部環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第２　実施方法

ごみ処理は、中巨摩地区広域事務組合において実施し、し尿処理は、中巨摩地区広域事務組合及び三郡衛生組合において実施する。

１　廃棄物処理量の算出基準

災害により発生する廃棄物処理量の算出基準は、おおむね次のとおりである。

区　　分	算　　出　　基　　準
ごみ処理量（１戸当り）	○全壊（流出）：１ｔ　　○半壊：0.5ｔ　　○床上浸水：0.2ｔ
し　尿　処　理　量	要総処理量（kℓ）＝（全壊＋半壊＋床上浸水）戸数×750

２　ごみ処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確保する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(2) 収集方法

ア　災害時のごみの収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

イ　収集場所は指定のごみ集積所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。

資 料 編　○ごみ収集運搬業許可業者一覧表　　（Ｐ1017）

(3) 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

ア　腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ　浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

(4) 処理方法

ア　ごみ処理は、「中巨摩清掃センター」において処理する。

イ　ごみ処理施設が被災した場合、あるいは処理能力を超えるごみが排出された場合は、環境衛生上支障のない場所を選び、埋立処理又は焼却処理を行う。この際には、知事から任命さ

れた環境衛生指導員の指示により行うものとする。

(5) 一時集積場の選定

処理施設の処理能力を超えるごみが発生した場合は、粗大ゴミ集積所及び避難地で避難の完了した公共用地の中からごみの一時集積場を確保し、収集したごみを集積する。一時集積場を選定する際には次に掲げる点に留意して選定する。

なお、一時集積場については定期的な消毒を行うなど、衛生面の管理に留意する。

一時集積場の選定条件

① 他の応急対策事業に支障のないこと。
② 環境衛生に支障がないこと。
③ 搬入に便利なこと。
④ 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと。

(6) 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、市防災行政無線や広報車等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

3　し尿処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確保する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。

なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

資 料 編　○浄化槽清掃業許可業者一覧表　（Ｐ1018）

(3) 処理方法

ア　収集したし尿の処理は、「中巨摩地区広域事務組合衛生センター」及び「三郡衛生組合」において処理する。

イ　災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、他の一部事務組合に協力を依頼し、あるいは環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理を行う。し尿処理施設以外の場所でし尿を処理するときは、知事から任命された環境衛生指導員の指示により処理する。

(4) 仮設トイレの設置

市（環境班）は、断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

(5) 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を市防災行政無線や広報車等によ

り周知を図るものとする。

4　災害廃棄物処理

(1) 発生量の把握

大規模災害発生時に、家屋の倒壊等により大量の災害廃棄物が発生した場合には、被害の状況等から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場等を確保する。

(2) 処理順位

道路上等に排出された災害廃棄物など、災害応急活動の実施に支障が生じるものから優先して処理するものとする。

処理にあたっては、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て迅速に行う。

(3) 仮置場の確保

災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、災害廃棄物の発生量、道路状況等を勘案して公有地の中から仮置場を確保する。

(4) 分別収集体制の構築等

災害時に大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するには、排出時における分別が重要となるため、分別収集体制を構築するとともに、地域住民に対して分別の徹底を図る。

(5) 災害廃棄物のリサイクル

市は、災害廃棄物の処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

資 料 編　○災害時における応急対策業務に関する協定書　　（Ｐ1151）

5　応援協力要請

市のみではごみ・し尿の処理業務が不可能又は困難な場合は、中北林務環境事務所環境課に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

第２３節　応急住宅対策計画

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことができない場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し、自力では応急修理ができない者に日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

第１　実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建設資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第２　実施方法

１　供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

ア　住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ　居住する住家が無い者であること。

ウ　自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

(2) 応急修理を受ける者

ア　災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ　自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

２　設置場所の選定

市は、資料編に掲載のとおり、既に仮設住宅の建設候補地を選定している。災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地の中から適切な場所に、かつ迅速に建設するものとする。

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、他の建設用地を選定するものとするが、応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議の上、選定するものとする。

建設場所の選定条件

① 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所
② 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、児童生徒の教育に支障のない場所
③ 被災者の生業の見通しに配慮した場所
④ 崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

資 料 編　○応急仮設住宅建設候補地一覧表　（Ｐ1038）

３　建設資機材及び業者の確保

市は、南アルプス市建設安全協議会等の協力により仮設住宅の建設又は応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するよう努める。

4　県への応援要請

市本部は、災害救助法が適用された場合には、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、建設を県の災害対策本部に要請する。

5　入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考に当たっては、選考委員会等を設け、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ区長、民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

6　管理及び処分

(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

7　民間住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を考慮し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸受託の借上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

第３　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅の供与又は応急修理の救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第４　住宅対策

1　応急危険度判定

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

応急危険度の判定方法は、次のとおりである。

① 県に登録されている応急危険度判定士が、被災した建物の危険度を調査する。
② 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。
③ 応急危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の３種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示される。

2　派遣要請

市本部は、公共施設の震後における使用可否の必要がある場合は、直ちに県本部（建築住宅課）に応急危険度判定士の派遣を要請する。

公共施設の応急危険度判定は、市庁舎、避難所など防災上重要な施設を優先して行う。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別表のとおりである。

第５　宅地対策

1　被災宅地危険度判定

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地

危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

危険度判定の方法は、次のとおりである。

① 県に登録されている被災宅地危険度判定士が、被災した宅地の危険度を調査する。
② 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。
③ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の３種類のステッカーで、宅地等の見やすい場所に表示される。

２　派遣要請

市本部は、大規模な地震又は降雨等の災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、宅地の危険度判定を実施する。

第６　住民への広報

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して市ホームページ、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

別表

被災建築物　応急危険度判定フロー

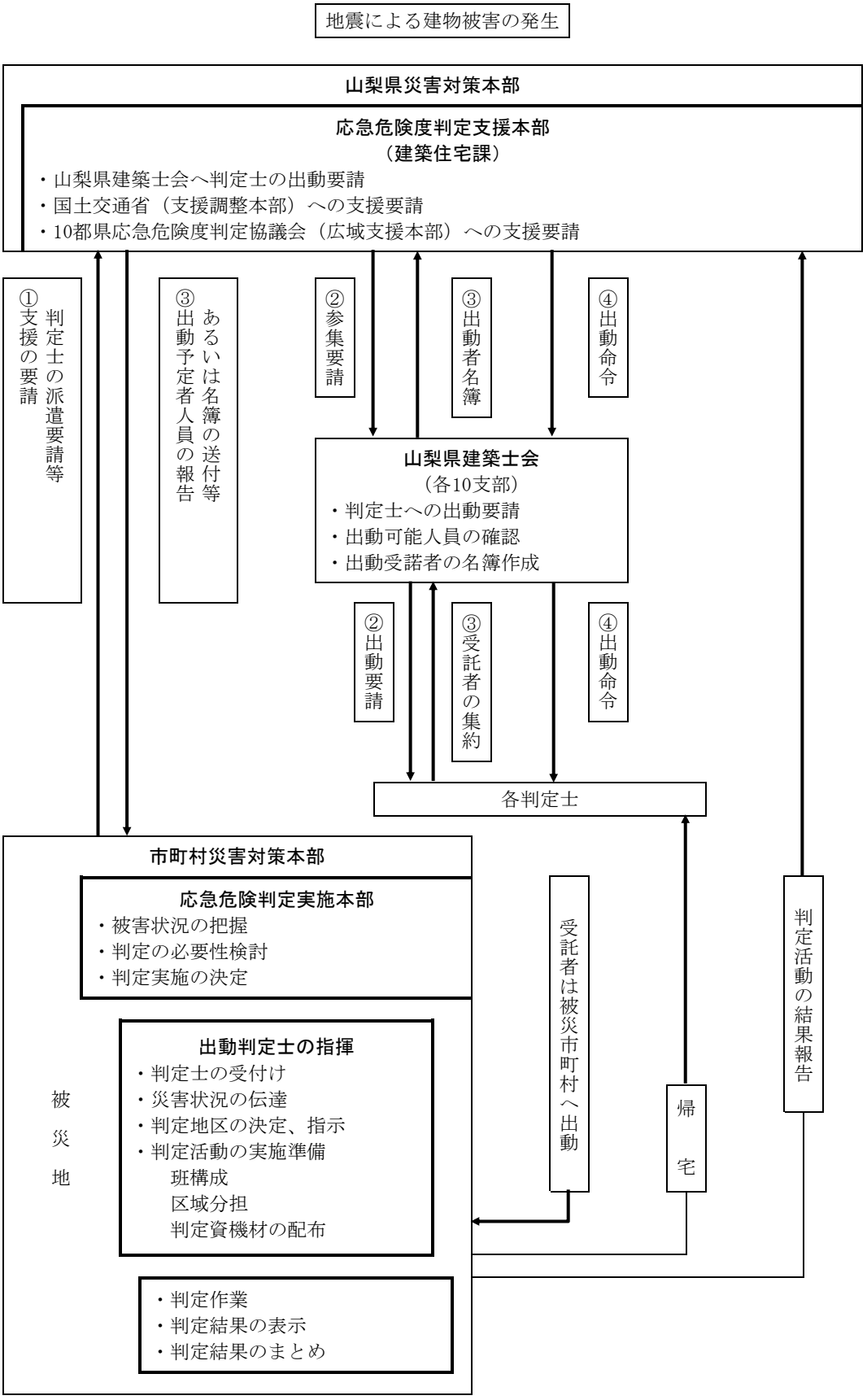

第２４節　救出計画

災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者を直ちに医療機関に収容するなど負傷者等の生命、身体の保護を図る。

第１　実施責任者

被災者の救出は、南アルプス警察署等と連携して市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行い、知事から実施を通知された場合には市長が行うものとする。

第２　救出の対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。なお、災害のため、現に生命、身体が危険にさらされ、客観的にも明らかに救出を要する状態とは、例えば、次のような場合である。

１　火災の際に火中に取り残されたような場合

２　地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合

３　水害の際に、流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

４　山津波により生き埋めになったような場合

第３　救出活動

１　関係機関との連携による救出活動

災害により救出を必要とする事態が発生したときは、南アルプス警察署及び市消防本部と緊急連絡を取り、速やかに救出活動を実施する。

救出活動は、消防職員、消防団員、市職員によって行うものとする。

負傷者の応急救護を必要とする場合は、中巨摩医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第16節「医療対策計画」の定めるところにより実施する。

２　救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資機材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

３　関係機関等への要請

災害が甚大で、市のみの動員又は市保有の資機材では救出が困難な場合は、「災害時における相互応援に関する協定」及び「全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定」に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資機材等を確保し、救出活動を行う。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資 料 編　○中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表　（Ｐ1014）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表　（Ｐ1015）
○災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1133）
○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書　（Ｐ1137）

第４　地域住民による初期活動

１　救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で隣人等と協力して緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

２　関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

３　要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第５　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第６　市の救出活動等

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

１　応援協定等に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合は、市内関係業者等の協力を得て、要員や重機等の資機材を確保するものとするが、それでもなお不足する場合は、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、迅速な救出活動を行う。

２　自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

第２５節　死体の捜索、処理及び埋葬計画

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、捜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図る。

第１　実施責任者

死体の捜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第２　行方不明者及び死体の捜索

１　行方不明に関する相談窓口

家族等からの行方不明者の捜索依頼・受付は、市役所・各支所に設置される住民相談窓口で行い、南アルプス警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録する。

２　捜索活動

捜索活動は、市消防職員、消防団員のほか南アルプス警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、捜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の捜索中に死体を発見したときは、市本部及び南アルプス警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

３　捜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等を明示して、捜索を要請する。

第３　死体の処理

１　処理方法

(1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。

(2) 医療救護班が検案を行ういとまがない場合は、一般開業医が行うことができる。検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

(3) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

(4) 死体の検案書を引継ぎ、死体処理台帳を作成する。

２　死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

３　死体収容（安置）所の開設

(1) 本部長は、第１として櫛形総合体育館、第２として若草体育館のほか、公共建物、寺院又は公園など死体収容に適当な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれの代用とする。

(2) 死体収容（安置）所の開設に当たっては、葬儀業者に協力を要請し、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資機材を確保する。

４　身元確認

南アルプス警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

第４　死体の埋葬

１　埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、災害によって死亡した者を応急的に仮葬するものとする。

２　埋葬の実施方法

(1) 火葬は、三郡衛生組合が管理する斎場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。

(2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡す。

第５　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、死体の捜索・処理・埋葬に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　（Ｐ1710）

第２６節　障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図る。また、道路上あるいは河川に障害物がある場合は迅速に当該障害物を除去し、緊急輸送の確保又は災害発生の防御を図る。

第１　実施責任者

１　住宅関係障害物

障害物の除去は、市が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知されたときには市長が行う。

２　道路等関係障害物

障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。

第２　障害物除去の要領

１　住宅関係障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査の上、実施する。

ア　障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ　自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ　住家が半壊又は床上浸水したもの

エ　原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認の上、除去の順位を決定する。

２　道路等関係障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、重要路線から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第３　実施方法

障害物の除去は、建設対策部道路整備班が担当し、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

資 料 編　○災害時における応急対策業務に関する協定書　　（Ｐ1151）

第４　障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積する。適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第５　災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第14節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編　○山梨県災害救助法施行細則（別表）　　（Ｐ1710）

第２７節　生活関連事業等の応急対策計画

第１　電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

１　防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非　常　態　勢　の　条　件
第　１　非　常　態　勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第　２　非　常　態　勢	・大規模な被害が発生した場合 （大規模な被害の発生が予想される場合を含む。） ・東海地震注意情報が発表された場合
第　３　非　常　態　勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨総支社内に災害対策本部を設置する。

２　応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

ア　洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

イ　工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

ア　感電事故及び漏電による出火の防止

イ　電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第２　簡易ガス施設応急保安対策

１　ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき

ア　ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏えい検査を行う。

イ　異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ　調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるとき及び一定基準以上の地震が発生したときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

２　導管

(1) 本支管及び供給管

ア　不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ　特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア　災害による異常の有無の判別が不可能なときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ　特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

３　復旧体制

前記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

第３　液化石油ガス応急保安対策

１　災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(社)山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置する。

２　応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 一般消費者向け広報

(3) 応急復旧資機材の調達

(4) 復旧要員の派遣

(5) 避難所等に必要なガスの供給を確保

第４　危険物等応急保安対策

１　火薬類の応急対策

(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

(2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。

(3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

(4) 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

2　高圧ガスの応急対策

(1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

(2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

(3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは、付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

(4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

3　危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

(2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

(3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

(4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(5) 市は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び県等関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難等の指示又は勧告をする。

(6) 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。

4　毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

(1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

(2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等一般住民に対する広報活動を行う。

(3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

(4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

5　放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

(1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。

(2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し、医療施設へ収容する。

(3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。

(4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立入りを禁止する。

(5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第５　郵便業務応急対策

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、郵便事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

１　郵便関係

(1) 郵便葉書等の無償交付

郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し災害救助法が発動されたときは、無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地宛て救助用郵便物の料金免除

ア　被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

イ　被災地宛て救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等に宛てた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。

(3) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

２　電報・電話関係

市に災害救助法が発動された場合、市内の郵便局から被災者が発信する、被災状況の通報又は救助を求めることを内容としＮＴＴが定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

３　為替貯金関係

市内の郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「郵便貯金の非常払い」や「郵便貯金の非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

４　簡易保険・郵便年金関係

市内の郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や「保険金（倍額保険金を含む。）、貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

５　災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替により送金するときは、通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

第６　電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

１　復旧体制の確立

ＮＴＴ東日本(株)山梨支店長が定めるＮＴＴ東日本(株)山梨支店災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

２　応急、復旧措置

ＮＴＴ東日本(株)山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信がふくそう又はそのおそれが予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、ふくそう規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア　可搬型移動無線機による途絶の解消（特設公衆電話等、臨時回線の作成）

イ　応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ　可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧

エ　非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

オ　移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第２８節　民生安定事業計画

第１　被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

１　要　旨

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより被災者の自立した生活の開始を支援する制度

２　被災者生活再建支援法の適用要件

（１）対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ　１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害

オ　ア～ウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）及び２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）における自然災害

※　エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した都市と続く５年間の特例措置）

（２）対象となる被災住宅

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

３　被災者生活再建支援金の支給条件

支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の２つの支給額の合計額となる。

ア　住宅の被害程度に応じて支給する基準年金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第２条第２号イ）	１００万円	７５万円
解体世帯（法第２条第２号ロ）	１００万円	７５万円
長期避難世帯（法第２条第２号ハ）	１００万円	７５万円
大規模半壊世帯（法第２条第２号ニ）	５０万円	３７．５万円
中規模半壊世帯（法第２条第２号ホ）	－	－

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		支給額	
		複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第３条第２項第１号）		２００万円	１５０万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第３条第２項第２号）		１００万円	７５万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第３条第２項第３号）		５０万円	３７．５万円
中規模半壊世帯	居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	１００万円	７５万円
	居住する住宅を補修する世帯	５０万円	３７．５万円
	居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）	２５万円	１８．７５万円

※　住宅の再建方法が２以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

第２　山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

１　要旨

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市町村で連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

２　適用要件

（１）対象とする自然災害

県内で１世帯でも住宅全壊が生じた自然災害

（２）対象となる被災世帯

被災者生活再建支援法と同一

３　支給条件

被災者生活再建支援法と同一

第３　中小企業金融対策

１　融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 （代理店） 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者		既往貸付の残高にかかわらず （直貸） 一般　15,000万円以内 組合　45,000万円以内 （代理貸） 一般　7,500万円以内 組合　22,500万円以内	基準利率 但し、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	担保及び保証人の徴求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取り扱う	特別利率を適用する場合は市長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 （代理店） 各信用金庫 各信用組合	災害貸付			(1) 各融資制度の融資限度額に１災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。 (3)代理店取扱1.500万円	各融資制度に定められた利率（代理貸付については基準利率） ただし、特定激震災害の場合はその都度定める	普通貸付 10年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 特別貸付は各融資制度に定められた期間内		1　直接被害者は原則として市長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要 2　災害の発生した日から６か月目の月末まで

商工組合中央金庫 甲府支店 （代理店） 各信用組合	災害復旧資金			定めなし	商工中金所定の利率	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 （各3年以内の据置期間を含む。）		
山梨県 （取扱店） 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策（経済危機・災害復旧関係）	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金　5,000万円 運転資金　5,000万円 （一企業限度額　5,000万円）	1.40%	設備資金 10年以内 （うち1年以内の据置期間を含む。） 運転資金 7年以内 （うち1年以内の据置期間を含む。）	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市長の発行する証明書が必要

２　信用保証について

法令に基づき指定された被災地区域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名　山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア　災害関係保証に係る中小企業者１人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ　信用保証料の低減措置を取る。

第４　山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度（建築住宅課）

１　新築住宅　400万円、18年償還（うち３年据置）

２　改修住宅　200万円、11年償還（うち１年据置）

※住宅金融公庫と併せ貸し

※融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第５　農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

１　山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市長が被害を認定し、市から利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市・融資機関が負担）※保証料も融資機関が負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	農協

２　天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30％以上で、その損失額が平年農業総収入の10％以上の被害農業者及び林産物損失額10％以上又は林産施設損失額50％以上の被害林業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50％以上の者）に対しては年３％以内、他の者に対しては年6.5％以内又は年5.5％以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は６年以内、他は５年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については７年以内
資金源	農協又は融資機関

３　農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）　　（令和2年１0月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費の6/12に相当する額
貸付利率	年0.16～0.24％
据置期間	３年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第６　災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する被災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金、福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）		住宅資金、事業開始・継続資金

貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	７年以内 （６月以内の据置）	10年以内 （うち３年据置）	住宅７年以内２年据置 開始７年以内２年据置 継続７年以内２年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5％（保証人がいる場合は無利子）	年3％	年1.0％（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	南アルプス市（県は全額市に貸与、国はそのうち２／３を貸与する。）	県

第７　義援金品募集配分計画

１　実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

２　募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法について検討に努めるものとする。

３　募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第８　労働力確保対策

１　労働力の確保

(1) 公共職業安定所は、労働力の確保を円滑に行うための次の措置をとる。

ア　斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。

イ　関係機関との緊密な連携をもって、所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。

ウ　必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

エ　常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、あらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。

(2) 市長は、公共職業安定所長の措置する労働力の確保について資料の提供及び連絡等について協力する。

２　災害応急対策求人について

市長又は防災関係機関の長は、甲府公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにして文書又は口頭で申し込む。

・職種別所要求人の数　・作業場所及び作業内容　・作業時間、賃金等の労働条件

・必要とする機関　・宿泊施設の状況　・その他必要な事項

３　その他

災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

第９　罹災証明書の交付等

・市町村は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は市町村担当者の研修機会の拡充等に取り組むものとする。

・市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

・市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第１０　被災者台帳の作成

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第１１　各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、国、県及び市町村は、避難者の様々なG表性手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第２９節　各種事案に対応したマニュアルの制定

災害発生後、迅速、確実な対処が可能となるよう各種の状況に応じた「防災対応マニュアル」を作成する。